

平成27年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成27年12月15日）

---

（午前10時02分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成27年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

なお、湯浅礼子さんから会議中の発言が若干聞き取りづらいという部分があるため、集音器を使用したいという許可願がありますので、議長において許可をいたしましたので、報告をいたします。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から12月18日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案10件、報告1件、選挙1件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成27年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日欠席されますのは田村議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 1 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第15号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第15号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成27年10月20日、暴風雨による災害が発生し、旧中学校屋上モルタル剥落の応急措置や倒木等の処理を実施する必要が生じました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

次ページをお開き願います。

平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。

2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目財産管理費15節工事請負費96万4,000円の増額補正

は10月2日の暴風雨により、倒木の危険性が高く伐採が必要となった市有地内の立木にかかる伐採費用で、対象地区は中村宮下町と本町団地であります。

次に、11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費1目応急対策費15節工事請負費96万8,000円の増額補正は、市道歌神筋沢線の倒木伐採費用3万9,000円と、鳩ヶ岡川の護岸被災に係る応急対策工事92万9,000円であります。

次に、2項文教施設災害復旧費1目応急対策費15節工事請負費169万6,000円の増額補正は、旧中学校屋上モルタル剥落の応急対応措置として塔屋を解体したものであります。

次に、3項その他公共・公用施設災害復旧費1目応急対策費15節工事請負費20万5,000円の増額補正は、老人福祉センターグラウンド横の倒木伐採費用などの応急対策工事であります。

次に、15款1項1目とも予備費383万3,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で、報告第15号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の補正は応急対策ですということなのですが、旧中学校の分で170万円ほどついていきます。旧中学校の体育館の取り壊しは終わっているとは思いますが、その後、校舎のほうはいつごろ壊すというか解体していく予定になっているのか、お考えをお聞きしたいと思います。それについてやっぱり、今、もう使っていないものなので、それに対して、どんどんどんどんまた修繕のお金がかかってくるのでは、ちょっともったいない気がするのですが、その辺の考えもお聞きしたいと思います。

あと立木の伐採、倒木の伐採ですね、これ、結構頻繁に見回りはしているとは思いますが、今回の事例後どういうふうな見回りの体制になったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 1番目の校舎の問題ですけれども、塔屋を今回剥落によって修繕したというのは、やっぱり民家の近くで危険性が高いということで応急措置したということと、あそこの工事をやるのには170万円ほどかかりましたけれども、足場を組む危険性がありますので、それも莫大な費用、費用が高かったということで170万円ほどかかりました。

補正予算の関係とちょっと質問は趣旨が違ってくると思いますけれども、校舎については損害の全体事業費の中で、その解体除却がかなり費用がかかると思いますので、それらを総合的に検討をしながら、今後詰めていきたいなど。全体の工事費の中というのは大体大枠決まっておりますので、解体でき上がったときに、どれだけかかるかということで、そのウェイトが低ければ少し様子を見たいなというふうな考えであります。ですから、ここ数年内に解体除却するという考えは今のところありません。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 立木の伐採、結構いろいろほかにもあるのではないかとということで、見回りの体制ということでございますが、今回10月2日に暴風雨でいろいろ市有地も含め道路サイドの立木が倒木しまして、その対応をしたところでございますが、そのほかにも同じような風が吹いて倒れるかもしれないと言いますか、そういうのを想定してそれらも伐採したということもございます。

ほかの部分はどうかというところでございますが、例えばパンケウタシナイ川沿いの河川

の木、これについては北海道にもお願いしておりますし、通常のパトロールの中で根腐れとか、そういった部分で、倒木のおそれがあると思われるものについては、剪定あるいは根元から切るというようなことで、対処しているところでございます。

しかしながら、今後も木は1年ごとに成長していきますので、パトロールを強化しながら、おそれのある木は通常の維持の管理の中で剪定・伐採等を行っていきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第15号について採決をいたします。

この件について報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第15号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 1 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第16号、議案第45号平成26年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号平成26年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、平成27年9月8日決算審査特別委員会付託を議題をといたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会本田加津子委員長。

○決算審査特別委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

報告第16号議案第45号平成26年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第46号平成26年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

次ページをお開き願います。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第45号平成26年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第46号平成26年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。（平成27年9月8日付託）

2、審査の経過。

11月4日、5日、6日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

認定する。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第16号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号平成26年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号平成26年度歌志内市病院事業会計決算の認定についての件は原案のとおり認定されました。

## 選 挙 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 選挙第10号歌志内市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長により指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に杉田義之さん、黒田征子さん、東利雄さん、加藤園美さん、以上4名を指名いたします。

補充員の補充は順位別に、第1順位に伊井滋さん、第2順位に相河祐子さん、第3順位に小川正芳さん、第4順位に柴田幸子さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、歌志内市選挙管理委員は、杉田義之さん、黒田征子さん、東利雄さん、加藤園美さん、以上4名、歌志内市選挙管理委員補充員は、第1順位に伊井滋さん、第2順位に相河祐子さん、第3順位に小川正芳さん、第4順位に柴田幸子さん、以上4名が当選されました。

## 議案第48号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第48号歌志内市個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第48号歌志内市個人番号の利用に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市個人番号の利用に関する条例。

第1条は、この条例の趣旨であり、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めることを目的として規定しています。

第2条は、この条例で用いる用語の定義を、法の規定にあわせて定めています。

第3条は、市の責務を明示しており、法第5条において社会保障、税番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入に当たっての地方公共団体の責務が定められているため、これを踏まえて規定しています。

第4条は、個人番号の利用範囲について、法第9条第2項の規定に基づく庁内連携について規定したもので、第1項では、事務の内容、第2項では、別表による事務を処理するための具体的な利用について、第3項では、法別表第2による事務処理のための具体的な利用について、第4項では、庁内連携により特定個人情報の利用を行う場合には、他の条例、規則等に書面の提出が義務づけられている場合には、当該書面の提出があったものとみなす旨を規定しております。

第5条は、規則への委任でございます。

附則、この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のこの条例なのですけれども、いわゆるマイナンバー法に関する関係だと思えます。9月の議会でもいろいろ、私、反対討論をさせていただいた経過もあるので、すけれども、来年1月からの運用に対して、いろいろ個人情報の流出だとかという問題も多く、いまだに解決されていない状態が続いている中で、この運用を行っていくのはちょっとどうなのかという大きな疑問を持って、今、質問をさせていただきます。

一つ目なのですけれども、今回のこの条例を制定して個人情報はどこまで守られるのか、それをお聞きしたいと思います。

二つ目ですけれども、いろいろ書いてますけれども、中に生活保護云々とかということも書かれているのですね。この条例で生活保護の申請の厳格化だとか、いろいろプライバシーに完全に踏み込んだ形で申請云々とか、ということにもなるのではないかという問題がされてますけれども、その辺はどうなのか伺いたいと思います。

あと三つ目なのですけれども、この条例ができて住民にとってどういう形なものになるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今回の条例についての基本的な市の考え方と申しますか、この辺につきましても、新しい制度ということでございますので、慎重を期して準備を進めているということが、まず第1点でございます。

したがって、当初におきましては、歌志内市としては、法で定められている利用事務と、今回条例化したしました業務上最低限必要な庁内連携と、これのみをまず条例に制定、規定させていただいております。

よって、独自利用事務ですとか、このほかの機関連携につきましても、制度が施行されて個人情報の保護、こういったものを確認しながら、番号利用法の趣旨と市民の利便性など、こういうものを考慮いたしまして検討を行い、今後、必要に応じて条例改正を行いながら実施していくということを基本としてございます。そういった部分で、1番目と3番目のお答えをさせていただきたいと思います。

2番目のほうの生活保護の部分でございますけれども、今回、生活保護関係の部分で該当するのは別表のほうの2番目と3番目の部分でございまして、これ何かと申しますと、2番目につきましても、後期高齢者医療保険の給付事務関係、被保険者の交付申請関係で番号を連携したいということで、その際に、生活保護情報の確認をするという内容でございまして。

3番目の部分につきましても、がん検診、生活保護受給者の健診、20歳代の健診等々ございますが、その健診の中で生活保護関連の情報の確認をしたいための部分でございまして、言われました生活保護の受給の部分については、この条例の中には載ってございません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

## 議 案 第 4 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第49号歌志内市建築物の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第49号歌志内市建築物の適正管理に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、使用実態のない建築物に対して適正な管理を推進し、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する空き家等の発生を抑制し、かつ、市民の生活環境の保全並びに防災及び防犯に資するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市建築物の適正管理に関する条例。

第1条は、目的を定めるものでございます。

この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、歌志内市の建築物を適正に管理するための責務を明らかにし、無人の状態にある建築物等が新たな空き家等とならない措置と、市民の生活環境の保全並びに防災及び防犯に資することを目的とするものでございます。

第2条は、条文中の用語の定義であります。

法において使用する用語の例のほか、この条例で使用する用語について規定するものでございます。

第3条は、市の責務に関する内容について規定したものでございます。

この条例の目的を達成するための市の責任を示すとともに、実施に向けて体制の整備等を行うことを規定するものでございます。

第4条は、管理者等の責務に関する内容について規定したものでございます。

建築物の適正な管理は、その管理者等が責任を持って行わなければならないことから、空き家等となる前の留守宅等の状況から行わなければならないことを規定するものでございます。

第5条は、情報提供に関する内容について規定したものでございます。

市民による留守宅等及び空き家等の情報提供について規定するものでございます。

第6条は、助言に関する内容について規定したものでございます。

留守宅等が法に規定する空き家等にならないようにすることと、既に空き家等になったものが新たな特定空き家等にならないよう、法第12条による助言の内容について規定するものでございます。

第7条は、緊急安全措置に関する内容について規定したものでございます。

法による空き家等、または特定空き家等に指定を行い、必要な行政指導を行うための事前準備として、玄関などへの注意書きの張りつけ等による注意喚起で経過観察を行い、概ね年間を通して使用実態がないことを覚知させるためのもののほか、特定空き家等となる前の建築物に対して周囲の状況や災害等により、緊急に危険を回避する必要がある場合など、必要最小限の応急措置を行うことができることを規定するものでございます。

第8条は、関係行政機関等との連携に関する内容について規定したものでございます。

犯罪の危険性がある場合は警察に、火災の危険性がある場合は消防等の関係機関に協力してもらう必要があります。そのため、こうした犯罪、火災、その他の緊急を要すると判断されることがあった場合は、関係機関に必要な措置を要請することができることを規定するものでございます。

第9条は、委任の規定でございます。

附則。



この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 歌志内市の建物を適正に管理する条例ということで提案されておりますけれども、と同時に、提案の中にもありましたけれども、平成26年度に成立したその法のもとにも空き家等対策の推進に関する特別措置法というものがございます。

違う地域では、歌志内以外の地域ではこういった法律のもとに管理を行っていくので、今までつくっていたその空き家対策に関する市の条例は網羅されているのではないかと、そのようなところの話が随分聞かれています。そんなことで、まず第1番目にお聞きしたいのですが、あくまでもこの歌志内的にということで提案理由の中、あるいは目的の中にもありましたように、新たな空き家をつくらない、そして市民の生活の環境保全、災害、犯罪防止等に寄与するために歌志内独自で、道に法律ででき上がったもの以上のことを歌志内的にやっていきましょう、これが目的でなされているというふうに聞いてよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 特別措置法でございますが、平成27年の2月26日施行ということでございます。

今回、条例を制定した理由についてでございますが、道も国の法律の施行前に非常に多くの自治体でこの対策についての条例を設けてきたということで、結構自治体が多いというふうなうちのほうでも調査しております。

法律による管理は、努力義務ということでございまして、最終的に指導、勧告等を行って非常に危険だという建物については行政代執行という形になります。

今回、条例はそうならないように法律でいう管理の努力義務を条例で管理することを義務とするようにしました。そして、それが管理されないで不全のまま朽ちていくと、それが危険になると特措法による特定空き家と指定しまして代執行というふうになるということでございますが、もう1点、条例の第7条でございますが、緊急安全措置ということで、例えば、空き家の鉄板が飛ぶとか、いろいろな状況になって市民の安全安心が揺らぐようございまして、市の職員が例えば釘を打ちつけたり、そういうことをやってもいいと、やることができるということで、特別措置法と条例はそのような関係にございまして、条例が特措を補完するというような役目で条例を制定したところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 歌志内市の条例を見ますと、そのほとんどが努力しなければ、努めなければならないというような条項で来ているのですが、この4条ですね、管理をしなければならぬというものが明確に明記されているわけなのですが、努力しなければならぬというものと、しっかりと管理しなければならないというのは、やはり何かしら違うのかなという思いでもございます。

法律のほうで決まってること以外にも、歌志内的に努力しなさいよという以上に、こういうふうにしなさい、こういうふうにしてもらわなければだめですよという何かそういったことを前段に、この管理しなければならないという言葉があるのかなとも読み取れるのですが、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 特措法でいきますと管理すること、努めることということでござ

いまして、うちのほうの条例につきましては、管理しなければならないということで、そこが特措法のほうでは努力義務ということでございますが、条例のほうでは義務規定といえますか、そういうことで分けるということになっております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私が今聞いたのは、努力しなさいというよりも、管理しなければならないということとはもっと重みがあって、管理しなければさてどうなるのですかということについて、何かあるのですかというふうなことを聞いているつもりなのですが、努力しなさいというのは確かに今までもずっとあるのですが、その管理者の責務ということで4条、ここだけに管理しなければならないというものがあるのですが、それについてはということでございます。それを答弁していただきたいということ。

それと、これはあくまでも歌志内的というのですけれども、この歌志内的のものを歌志内の中でやっていく、そして、そのほかにも法律がありますよというところの中で、どれだけの力が発揮できるのかなという、それについてもこれが最後になりますが、答弁していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 条例の努力しなければならないというその後についてはといいますと、その努力がなされないで管理不全になりますと、指導勧告を置かなければならないということになります。

もう1点でございますが、この条例ができてどれだけの力が発揮されるかということでございますが、1年に満たない空き家について、条例でなく規則である程度の条項を定めて1年に満たない住宅も適正に管理するような対応もしていかなければならないということと、条例ができることによって管理することを義務でございますので、それぞれ秩序ある行動といえますか、それぞれが自己管理をきちっとすることが条例でうたわれてきますので、より一層自分の家は自分で管理するというようなことになっていくということと、条例ができたことによって、先ほども申し上げましたように、緊急の場合に、何らかの対応をしていかなければならないと、例えば、ブルーシートで飛ばないように囲うとか、そういうことを条例にうたいまして市民の安全を守っていかなければならないということでございますので、それらが特措法があって補完的な部分で力が発揮されるということで、住民安全安心に寄与するというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のこの条例で歌志内の空き家のことで、いろいろ条例をその前に決めないとだめだということだと思っておりますけれども、歌志内の空き家の状況ですね、結構見受けられると思っておりますけれども、今何棟ぐらい、何軒ぐらいあって、それで今回のこの条例に当てはまるような感じの空き家というのは、どれぐらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 平成26年度の固定資産課税調書によりますと、課税物件として建築物の総体が1,534棟ございまして、そのうち使用実態がないものは約240棟ございます。10月末現在で、そのうち既に特定空き家等に該当すると思われる建築物については32棟で、特措法による措置を要すると思われるのは3棟ほどあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のこの条例を適用することになって家を取り壊ししてくださいとかということに、多分なってくるのだと思うのですけれども、その段階を得てどれぐらいの期間を得て取り壊したとかという形になってくるのですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 取り壊しということにはなりますと、市民の税金の中で代執行するという事も想定されますので、それぞれそこまでたどり着くまでにはいろいろな行政指導といいますか、そういうものはあろうかと思えます。

例えば、助言指導の期間としては、30日間ぐらいかかるのかなと思います。勧告による相当の猶予期間は30日ぐらいあるのかなと、また命令による猶予期間30日間ぐらい、それら含めると、かなりの日数期間になるということで、それは猶予の期間の設定等もごさいますので、一概にこれぐらいの期間で代執行になるということになるかどうかは、ちょっとここでは期限は言い切れません。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） スケジュールというか段階を踏んでということで、説明をお聞きしているのは、特定空き家という指定をしなければならないということで、普通の空き家は空き家ですけれども、特措法に基づく特定空き家に指定するためということ、今回の条例をもって初めてその法が第1回ということになりますよという条例なのですけれども、約これは1年間使用実態がないということが、まずベースになってくると。その中で365日でも1日でも家へ行って管理、何か使っているとすれば、それは使用実態があるということで、特定空き家にはならない。その手続を踏まえてから、今度、紙を張って、これはどうにかしてくださいというのの先ほど条例の説明の中にありましたけれども、そういう作業を進めていくと。

ですから、空き家になってからすぐ壊せとか、というそういう乱暴な指導ではなくて、約1年は最低でもかかると、その後協力によって解体除却費用を用意しなければならないとか、いろいろ家庭の事情等もあると思いますので、それらを含めて指導助言を行いながら、行政でも支援するものがないかという解体除却の支援とか、そういうものを含めて防災とか、生活環境を乱れないように解体除却を進めていくという趣旨になっていますので、女鹿議員の質問に対して、お答えするとなれば最低でも1年以上はかかるということになります。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この条例ができ上がることによって、街の景観も恐らく今後よくなるだろうと推定をしておりますが、ただいま女鹿議員の質問の中で建設課長のほうから現在、32棟のうち特措法に基づくだろうというものが3棟ほどあるという答弁がありました。私は、この32棟全部が、まず登記されている実態のある家屋なのかどうか、そして、また、その恐らく古い建物については、昔登記をしていないで建築しているものも相当あったはずだと思いますので、登記をしていない建物が何棟ぐらいあるのか、またないのか、この辺についてお答えをしていただきたいと思えますし、それから、処罰の関係なのですが、例えば特措法が適用になってから、いろいろと実態者を探してやる行為はすると思うのですが、それによって、どうしてもいかんせんというものがあって発生した場合、この罰則は条例でちょっと書かれて、罰則規定はないのですね。

それで、もちろん条例にないものは国のいろいろな法を遵守するように法の仕組みとしては

なっておりますので、そういう国等で制定している法に基づいてやるのか、この辺をやはり確認しておきたいという思いで、この点についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 登記されているかされていないかといいますか、その件数の内訳でございますが、32棟については何件が登記されて何件が登記されていないというのは、ちょっと、今、手持ちの資料にはございません。

それと、処罰についてでございますが、条例につきましては、特措法の補完的な役割を果たしておりまして、例えば特別措置法による特定空き家になって、その建物についてどうしても取り壊さなければならないということについてのいわゆる罰則規定等については、特措法に基づいて進めていくこととなりますので、条例では壊さない場合にはどうのこうのということではなくて、特別措置法の特定空き家にならないようなことで条例を制定しているところでございますので、補完的な条例ということで、罰則等については特別措置法のほうで決められております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 冒頭の答弁のほうなのですが、この32棟のうち登記されている関係なのですが、今わからないということは、デスクに戻ればわかるのでしょうかね。それともそういう実態を把握していないのか、当市で登記してあるかどうか把握していないのか、その辺がちょっと本当は親切な答弁をいただきましたかったのですが、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 戻りまして調べてきますので、デスクに戻ればある程度わかりますので時間いただいて、よろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） デスクに戻れば把握してあるということですから、理解はいたします。ただ、問題は税財課のほうとも関連が出てくると思うのですよね。この点について、やはりきちっと登記のほうを確認しないと、やはり今後進める中でも登記してあるものは、やはり法にもきちっと遵守されてますので、誤って解体したらそれこそ大変なことになります。

そんなことも十分にやはり配慮しながら、やらなければならないかなというふうに推察しているのですが、建設課長としては、これは当市としては、きょう可決すれば、この問題については今後精力的に取りかかるとは思うのです。そんなことで、法に絶対市のほうも誤りのないようなことをやっていただきたいことを申し上げておきたいと思います。答弁いただきます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 谷議員が言われたように十分この件については調査を徹底して、事務管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

## 議案第50号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第50号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第50号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行に伴い、関係条文を整理しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

附則、第5条は、他の法例による給付との調整について規定しており、このたびの法改正により共済年金制度が厚生年金保険制度に一元化され、公務災害補償として支給される年金たる補償及び休業補償と合わせて、他の法例に基づく生涯厚生年金等の社会補償給付が、支給される場合における公務災害補償の調整に関する規定が改められたことから、国から示された通知に基づき、第1項の表中、左欄に掲げる傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金につきましては、中欄にそれぞれ給付の調整の対象となる6種類の年金の名称等を、右欄に当該調整率を記載しております。

また、3ページからの休業補償の調整について定めた第2項の表につきましても、左欄に6種類の年金の名称等を、右欄に当該調整率を記載しておりますが、改正後はその並び順を入れかえるとともに、一元化法の施行により共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、一元化法、附則、第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金については、調整の対象とするよう改めるものであります。

本文の附則に戻ります。

附則、第1項は、本条例の施行期日について規定しており、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成27年10月1日から適用するものであります。

第2項から第4項は経過措置を規定しており、第2項は、本条例の適用日の前後における年金たる補償及び休業補償の適用関係について規定するものであります。

第3項は、障害にかかる傷病の初診日が新条例の適用日前で、障害認定日が適用日以後となる場合は、年金たる給付として厚生年金保険法による障害厚生年金及び改正前の地方公務員共済組合法による障害を給付事由とする職域加算額が支給されますが、新条例の施行により障害補償年金と職域加算額のそれぞれが減額対象となり、二重に併給調整されることになるため、このような場合には、当分の間新条例附則第5条第1項の規定は適用せず、障害補償年金は減額しないことを定めるものであり、遺族補償年金についても同様の取り扱いとするものであり

ます。

第4項は、本条例の適用日から施行の日の前日までに支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例の内払とみなすことを規定するものであります。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 議案第51号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第51号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第51号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料5ページをごらん願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予制度の創設に係る所要の規定の整備等でございます。

第8条は、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付、または分割納入の方法の規定でございますが、地方税法の改正に伴い徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の分割納付等

について所要の規定を整備するもので、地方税法第15条に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第9条は、徴収猶予の申請手続等の規定でございますが、地方税法の改正に伴い徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る申請書の記載事項等について、所要の規定を整備するもので、地方税法第15条の2に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第10条は、職権による換価の猶予の手続等の規定でございますが、地方税法の改正に伴い、職権による換価の猶予及び換価の猶予期間の延長に係る徴収金の分割納付等について、所要の規定を整備するもので、地方税法第15条の5の2の規定に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第11条は、申請による換価の猶予の申請手続等の規定でございますが、地方税法の改正に伴い、申請による換価の猶予及び換価の猶予期間の延長に係る徴収金の分割納付及び申請書の記載事項等について所要の規定を整備するもので、地方税法第15条の6の2に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第12条は、担保を徴する必要がある場合の規定でございますが、地方税法の改正に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予に係る担保を徴収する必要がある場合について、所要の規定を整備するもので、地方税法第16条に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第18条の改正につきましては、地方税法の略称規定を初出の第8条で規定したことに伴い、引用条文を整理するもので、地方税法第20条の2に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第23条の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、引用条文を整理するもので、地方税法第294条に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

附則第4条の改正につきましては、引用条文を整理するもので、地方税法附則第3条の2の2に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

資料6ページをごらん願います。

続きまして、第2条、歌志内市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第13号）の一部改正につきまして御説明いたします。

第2条の改正規定につきましては、納付書及び納入書における法人番号に関する規定について、対象品目ごとに個別に規定するため、第2条第3号及び第4号の改正規定を削除するもので、公布の日から適用するものでございます。

第36条の2、第63条の2、第89条、第139条の3及び第147条の改正規定につきましては、法人番号に関する規定について、対象税目ごとに規定するもので、公布の日から適用するものでございます。

附則、第1条の改正規定につきましては、第2条第3号及び第4号の条文削除に伴い、施行期日を削除するもので、公布の日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則、第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては、資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則、第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置。

附則、第3条は、市民税に関する経過措置で、適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第52号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第52号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり歌志内市スキー場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、歌志内市スキー場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社プラッサ。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字歌神94番地15。
- 4、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市スキー場における管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しようとするものでございます。

このたびの提案は、歌志内市スキー場における管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、管理者の指定につきまして歌志内市スキー場条例第4条第1項及び地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、指定管理者になろうとする者を広く公募を行った結果、現在の指定管理者である株式会社プラッサ1社のみから、指定手続条例第3条に基づき申請書が提出されました。

指定管理者の選定に当たりましては、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会におきまして、提出された申請書並びに事業計画書、収支計画書等を中心に審査を行い、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大限に発揮されるか、維持管理能力等、指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき審議した結果、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料7ページ以降にござい



すので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1点だけ確認させてください。

公募によって全くなかったというようなニュアンスで受けとめたのですが、例えば、公募をお願いしますという以前に、どういう状況なのかその説明を問われたとか、そういうことも一切なかったということで聞いてよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） このたび公募ということで行った結果、現在の指定管理者さん以外に1社から電話による問い合わせはございました。ということで、私どもも出てくるのかなというふうに考えたのですけれども、結果としては、その申請書等は出されなかったというところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 資料の11ページに、事業内容ということで書かれております。また、プラッサさんのほうで引き続きということで、なると思うのですけれども、スキー場へのバスの運行は今ないと。土日、子供たちがスキーに行きたくても親がいないと荷物の関係だとか、いろいろあって土日に行けないという話も聞くのですよね。改善方法だとか、そういったことの話というのはどういうふうになっているのか、今回どういうふうになっているのか聞きたいと思います。

あともう一つ、ここ何年かですけれども、管理の面でリフト故障だとか、電線のショートだとか、いろいろ多分あったと思うのですよね。その分いろいろ設備しているものが古くなったりだとかということもあるのでしょうかけれども、機材の古い新しい関係なく、やっぱり今まで以上に管理、点検しないとだめだと思うのですね。その辺、人材をふやすだとか、そういう必要性も出てくるのではないかなと思うのですけれども、今回はそういうふうな一例は考えているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） スキー場の下、歌神の入口の辺りのことだと思いますけれども、現在、プラッサさんによってバスの運行は行われていないと。スキー合宿等について自分のところのマイクロバスでの送迎だとか、あと砂川市の駅、予約という形での送迎等は行っている状況ではありますが、現状、歌神の入口付近からのバスの運行は行っていないと。それにつきましては、管理者さんとの間でお話した経過はございますけれども、現状考えていないというふうな回答をいただいているところであります。

それから、リフトの故障、それから、電気設備の故障によりまして停電等が起きたということで、運営に支障が生じてきた部分もございます。これらをやはり建設から相当年数がたっているということで、老朽化が主な原因だというふうに考えております。

それで、管理者のほうといたしましては、シーズン中はもとより、やはりシーズンオフ、それからシーズン初め、それらにつきましては、やはり慎重にリフトの搬器の部分、細かい部分含めて点検、また、リフトのメーカー等の業者さんも来てもらいながら点検を慎重に行っているというところでございます。

人員の面につきましては、やはり運営自体ぎりぎりということもございまして、特にふやす

というような形ではなく、今必要な人員を最低限確保しながら臨んでいくと、そのようなことで確認をしております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） バスの関係なのですけれども、やっぱり定期的に何便か走ってもらって、スキー場までやっぱり土日でも決めた形で走ってもらえれば、スキー場まで行ってもらえれば、それだけでも大分違うと思うので、その辺の検討をもう1回していただきたいと思いません。

やっぱり人材をふやすということは、ちょっといろいろ人件費がかかるという問題で大きい問題になってきますけれども、やっぱりその辺、利用している方々に対して、不備のないようにするというので、あと雇用の確保という形でも必要だと思いますので、今後話し合いをしていただきたいと思いませんけれども、どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 議員おっしゃられますように、やはり地元の子供たちのスキー利用というのを促進するという意味から、やはりそういうアクセスの整備というものは必要かなと、そのように思います。そのため、ただいまお話しがありました定期的、土日だけでもという部分につきましては、指定管理者のほうに申し伝えたいなど、そういうふうに思います。

また、人材の部分につきましては、点検整備、やはりそれぞれのスタッフのスキルアップというものも非常に重要なことなのかなと、そのように思います。人材をふやすという部分につきましても、お話しはいたしますけれども、個々の技術を上げるということにつきましても、あわせてお話をさせていただきたいと思いません。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 指定をするに当たり、先ほど選定の云々を副市長が述べておりました。全くそのとおりの中で選定されたものと思っておりますが、実は管理監督の関係なのですが、これは定期的に管理監督を行っているのかどうか、そして、その場合、指摘するようなものがあればどのような手法を持って注意喚起だとか、そのことについてお聞きしておきたいと思いません。それ以上、私、経営の中身まで入りませんから。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 定期的なその管理という形のものは行ってはおりませんが、私どものほうは常日ごろから指定管理者のほうにお邪魔する形で、いろいろな情報交換をさせていただいております。その中で、やはり例えばリフトが壊れただとか、あと温泉のほうに入ってしまうと、例えば入館者のほうにけが人が出ただとか、そういった部分については、適宜報告をいただいております。その都度状況を確認をしながら、そういったことに対する対策について、適宜指定管理者との間ではお話をし、再発防止に努めるような形をとらせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 役所にスキー場の件に関して苦情等なんか恐らく入っていると思うのですよ。それはやはりそういうことも一つ聞き及んで、やはりそれが管理監督になるのではないかと、私は思うのですね。だから、全くその苦情は入っていないということはないと思いません。昨年、私、まさに受けて課長にお話ししておりますから、そういうような類のものです。やはり相当数入っているように聞いております。そのことを、私、指して言ったのですが、御理解いただけなかったかなというふうにして思っているのですが、やはりそういう苦

情、具体的に言えば大体昨年度のシーズン中、行政に苦情と思われるもの何件ぐらい入って、それに対しての処置というか、それはどのようにされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 市民の方と利用者の方から私どものほうにスキー場の管理運営に関する苦情というのは、年間ちょっとはつきりとした数字は覚えておりませんが、二、三件だったかと思います。お一人の方から、繰り返しという部分も若干ありました。それらにつきましては、指定管理者のほうに特に圧雪の部分が主な苦情等でありましたので、それらは私どものほうもスノーモービル等で現地へ行きまして、ここはちょっと狭いのではないかと、こういった圧雪の仕方はまずいのではないかと、そういった部分につきましては、現地を直接見ながら、指定管理者さんのほうと話し合いをして、それで解決するという方法で動かさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 5 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第53号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第53号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり歌志内市保健休養施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、歌志内市保健休養施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社プラッサ。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字歌神94番地15。
- 4、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市保健休養施設における管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しようとするものでございます。

このたびの提案は、歌志内市保健休養施設における管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、管理者の指定につきまして歌志内市保健休養施設条例第3条第1項及び地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、指定管理者になろうとする者を広く公募を行った結果、現在の指定管理者である株式会社プラッサ1社のみから、指定手続条例第3条に基づき申請書が提出されました。

指定管理者の選定に当たりましては、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会におきましては、提出された申請書並びに事業計画書、収支計画書等を中心に審査を行い、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大に発揮されるか、維持管理能力等指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき、審議した結果、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料15ページ以降にございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第54号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第54号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり歌志内市道の駅附帯施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、歌志内市道の駅附帯施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、有限会社エコノミービジネスネットワーク。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字文珠187番地10。
- 4、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市道の駅附帯施設における管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しようとするものでございます。

このたびの提案は、歌志内市道の駅附帯施設における管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、管理者の指定につきまして歌志内市道の駅附帯施設条例第4条第1項及び地方自治法

第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、指定管理者になろうとする者を広く公募を行った結果、現在の指定管理者である有限会社エコノミービジネスネットワーク1社のみから、指定手続条例第3条に基づき申請書が提出されました。

指定管理者の選定に当たりましては、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会におきまして、提出された申請書並びに事業計画書、収支計画書等を中心に審査を行い、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大に発揮されるか、維持管理能力等指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき、審議した結果、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料23ページ以降にございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第55号から議案第57号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第55号より日程第16 議案第57号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第55号及び議案第56号の補正予算につきまして、私から、一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、財政課長から御説明いたします。

また、議案第57号の補正予算は、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案第55号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,296万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,185万8,000円とする。

2項は省略いたします。

(債務負担行為の補正)。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。

事項、小学校スクールバス運行業務委託。

期間、平成28年度より至る平成29年度。

限度額、2,650万円。

これは歌志内小学校へ通学する児童の送迎用スクールバスの運行業務を平成28年度から平成29年度までの2年間委託するための予算措置であります。

次に、議案第56号に参ります。

議案第56号平成27年度市営公共下水道特別会計補正予算(第1号)。

平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,417万8,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第55号及び議案第56号の補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

事項別明細書については、財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 松井財政課長。

○財政課長(松井敬道君) それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費50万円の増額補正は、ふるさと応援寄附者の増加に伴う当該寄附者への謝礼品の増で、18節備品購入費91万9,000円の増額補正は、社会保障番号制度にかかる中間サーバー接続管理用等のパソコン端末11台分の購入費用、25節積立金300万円の増額補正は、歳入の寄附金と連動した歌志内ふるさと応援基金への積立金であります。

10目代替輸送関連事業費22節補償、補填及び賠償金57万3,000円の増額補正は、平成27年度代替輸送バス運行経費保証金の確定に伴う増でございます。

13目諸費23節償還金利子及び割引料101万3,000円の増額補正は、平成26年度児童手当国庫負担金の精算に伴う返還金であります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費13節委託料24万2,000円の増額補正は、選挙権年齢の引き下げに伴う選挙人名簿システムの改修費用でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費19節負担金補助及び交付金8万6,000円の増額補正は、地域活動支援センターの利用者増加に伴う運営負担金の増でございます。

2項老人福祉費1目老人福祉事業費19節負担金補助及び交付金52万円の増額補正は、除雪機購入にかかるシルバーセンターへの運営費補助金で、定例会資料の29ページにシルバー

センターから提出のありました要望書の写しを掲載いたしましたので、御参照願います。

3目介護保険費11節需用費10万円と、8ページに参りまして、13節委託料50万円の増額補正は、空知中部広域連合からの委託金を活用し地域ケア会議を充実するもので、資料等の消耗品費とケア会議構成員のスキルを高めるための地域ケア会議推進業務委託料で15節工事請負費34万5,000円の増額補正は、経年劣化によるデイサービスセンター浴室送水温度操作器の交換工事費でございます。

次に、4款衛生費3項1目とも病院費28節繰出金62万7,000円の増額補正は、市立病院の患者情報共有ネットワーク構築事業に対する繰出金でございます。

6款農林費1項1目とも農畜費17節公有財産購入費1,792万3,000円と18節備品購入費118万7,000円の増額補正は、ワイン用ぶどうの試験栽培事業に取り組むため株式会社歌志内太陽ファームが上歌地区に所有する土地建物及び備品を取得するものでございます。

なお、定例会資料の30ページにワイン用ぶどう試験栽培事業にかかる位置図を掲載しておりますので、御参照を願います。

2項林業費1目林業振興費19節負担金補助及び交付金1万1,000円の増額補正は、森林整備担い手対策推進事業における森林作業員の就労日数の増加に伴う北海道造林協会への負担金でございます。

次に、7款1項とも商工費7目産炭地域振興対策費19節負担金補助及び交付金800万円の増額補正は、新産業等創造事業助成金の増であり歳入の諸収入において同額を予算措置しております。

なお、定例会資料の31ページから44ページに、事業の概要、事業者からの申請書等を掲載しておりますので、あわせて御参照願います。

助成金の事業名は水晶デバイス生産工程機会化推進事業で、申請者は市内字文珠189番地22、株式会社ソラチ・クォーツでございます。

同社は、無線機器やテレビ、携帯電話などに使用されている表面実装タイプの水晶フィルター及び水晶振動子など、いわゆる水晶デバイスの生産・販売を行っておりますが、顧客からのニーズが高かった高周波基本波水晶デバイスの生産体制が北海道立工業技術センター等の指導を受け確立されました。その結果、新規大口顧客との取引契約につながり、大幅な受注増が見込めることから、生産工程における量産設備を導入しようとするものでございます。これにより、品質の優れた水晶デバイスの量産が可能となり経営の安定化に資するとともに、今後の事業拡大に結びつくものでございます。

雇用面におきましては、4年目までに4名の新規採用を予定しており、経営面におきましては、1年目で売上573万円、2年目は630万円、3年目以降は700万円から880万円程度を見込んでおります。

総事業費は、機械及び装置が1,296万円で、助成申請額は税抜き事業費の3分の2の800万円でございます。

8ページに戻りまして、8款土木費4項都市計画費2目下水道費28節繰出金367万8,000円の増額補正は、市営公共下水道特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

次に、9款1項とも消防費、10ページに参りまして、4目防災費18節備品購入費5万7,000円の増額補正は、全国瞬時警報システム受信機の無停電電源装置を消耗により交換するものでございます。

10款教育費5項社会教育費3目図書館費53万3,000円の増額補正は、11節需用費19万3,000円は、図書充実にかかる新聞、雑誌等の消耗品費、12節役務費3万3,000円は、図書館システムの継続稼働に伴う電話料、18節備品購入費30万7,000円は、図書、DVDの充実に伴う図書購入費でございます。

7款青少年対策費3目学童保育費9節旅費1万6,000円の増額補正は、放課後児童支援員認定資格研修の旅費でございます。

次に、14款1項とも職員費1目職員給与費は、財源区分の変更でございます。

次に、15款1項1目とも予備費313万5,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金4節選挙人名簿システム改修費補助金12万円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置いたしました選挙人名簿システムの改修にかかる補助金でございます。

16款1項とも寄附金2項1節ともふるさと応援寄附金300万円の増額補正は、ふるさと応援寄附条例に基づく寄附金の増でございます。

17款1項とも繰入金3目1節とも過疎地域自立促進特別事業基金繰入金57万3,000円の増額補正は、代替輸送関連事業にかかる繰入金でございます。

18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金3,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

19款諸収入5項雑入6目1節とも地域支援事業収入127万2,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました地域活動支援センター等運営事業にかかる空知中部広域連合からの委託金でございます。

8目12節とも雑入800万円の増額補正は、歳出の商工費で御説明いたしました空知産炭地域振興助成金の増でございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。次に、市営公共下水道特別会計予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、下水道の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費27節公課費367万8,000円の増額補正は、平成26年度分消費税の申告に伴う増でございます。

次に、2款1項とも公債費2目利子は、財源区分の変更でございます。

次に、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金367万8,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整により一般会計から繰り入れするものでございます。

以上で、議案第55号と議案第56号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） ー登壇ー

議案第57号平成27年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は、省略いたしまして、第2条から申し上げます。



第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第4号、主な建設改良事業中、ロ、事務機器購入の既決予定量1,152万円に250万6,000円を増額して、1,402万6,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入は第1款病院事業収益の既決予定額5億5,533万5,000円から62万7,000円を減額して、5億5,470万8,000円に改めようとするもので、その内訳は、第2項医業外収益の既決予定額から62万7,000円を減額して1億3,525万7,000円に改めるものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億3,067万6,000円から134万2,000円を減額して6億2,933万4,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額から134万2,000円を減額して6億2,000万3,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入は第1款資本的収入の既決予定額1億1,184万2,000円に、250万6,000円を増額して1億1,434万8,000円に改めようとするもので、その内訳は第3項他会計繰入金の既決予定額に125万4,000円を増額して1,322万3,000円に、新たに科目を新設する第4項道支出金に125万2,000円を増額して、125万2,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額1億1,184万2,000円に、250万6,000円を増額して1億1,434万8,000円に改めようとするもので、その内訳は第1項建設改良費の既決予定額に250万6,000円を増額して6,127万5,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決額3億8,474万6,000円から134万2,000円を減額して、3億8,340万4,000円に改めるものであります。

第6条は、予算第8条に定めた他会計からの補助金を「1億2,449万9,000円」から62万7,000円を減額して「1億2,387万2,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、1ページをお開きください。

支出の1款病院事業費用1項病院医業費用1目給与費の134万2,000円の減額補正の内訳は、(給料)1節医師給325万2,000円の減及び(手当)5節医師手当194万8,000円の減は、本年12月31日付をもって退職される遠藤副院長の1月から3月までの給料、手当の減額分であります。10節報酬500万円の増は、現在、退職する遠藤副院長の後任として、固定医師確保に向け取り組んでいるところでありますが、未だ決定に至らない状況にあります。このため来年1月から3月までの間の診療体制につきましては、以前より医師派遣を依頼していた北海道大学及び北海道医療振興財団からの出張医師の支援により運営することとなりましたので、この出張医師にかかる報酬分を増額補正するものであります。

支援をいただくのは、主に週3日間、水曜、木曜、金曜日の日勤、宿直で外来診察、夜間診療、健康診断等を行っていただく予定であります。

なお、月曜、火曜日の外来診察は高橋院長、安友医師が交代で行いますので、これまで同様診療体制には支障なく運営ができることとなります。

今後は、来年4月以降の医師確保に向け、引き続き北海道大学、北海道地域医療振興財団、

北海道保健福祉部、全国自治体病院協議会等との連携を密にしながら、固定医師確保に万全を尽くしてまいりますので、何とぞ御理解くださいますようお願い申し上げます。また、今後、進展がありましたら速やかに直近の議会へ報告させていただきます。

1 1 節法定福利費 1 1 4 万 2, 0 0 0 円の減は、副院長退職に伴う共済組合納付金等の減であります。

次に、収入の 1 款病院事業収益 2 項医業型収益 1 目他会計補助金 1 節一般会計補助金の 6 2 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、詳細につきましては、後ほど資本的収入及び支出で申し上げますが、これは建設改良費に充てる一般会計繰入金のうち、総務省が派出する繰り出し基準における基準外相当分の 2 分の 1 の金額について、3 条予算の一般会計補助金から減ずるものであります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたしますので、2 ページをお開きください。

支出から御説明いたします。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目資産購入費 1 節器械備品購入費の 2 5 0 万 6, 0 0 0 円の増は、事務機器購入費の増であります。

これは中空知医療圏連携ネットワークシステムを構築するに当たり、その設備費用としてシステム端末等整備に要する経費を増額補正するものであります。

これまで中空知医療圏連携協議会において、中空知医療圏内 6 市町の自治体病院間が、それぞれの自治体病院における医療情報を共有することで、効率的かつ的確に患者の立場に立った地域完結型医療の提供が見込まれるとのことから、診療情報の共有化を図るシステムの導入に向け協議・検討してきたところですが、協議の結果、平成 2 8 年 4 月より中空知医療圏連携ネットワークの運用を開始することとなりました。

現在、連携する医療機関との活用、運用方法、公開項目など具体的な協議を重ねながら取り組んでいるところでありますが、当病院は既に圏域内の医療情報格差を平準化する上で、閲覧での参照型とした体制で行っていくこととしております。

次に、収入の 1 款資本的収入 3 項 1 目とも他会計繰入金 1 節一般会計繰入金 1 2 5 万 4, 0 0 0 円の増は、先ほど支出の 1 項建設改良費で御説明しました中空知医療圏連携ネットワークシステム構築経費に充てるため、一般会計からの繰入金として増額補正するものであります。

4 項道支出金 1 目 1 節とも道補助金 1 2 5 万 2, 0 0 0 円の増は、中空知医療圏連携ネットワークシステムを構築するに当たり、新たな財政支援制度として道が設置した地域医療介護総合確保基金を活用するもので、去る 1 1 月 1 8 日付で補助交付決定の通知があったところであります。

この補助金は、利用名が患者情報共有ネットワーク構築事業費で、補助基準額は 1 病院等当たり 3, 0 0 0 万円、補助率 2 分の 1 となっているものであります。

次に、3 ページから 5 ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、7 ページをごらんください。

予定貸借対照表の資本の部の下から 5 段目、ロの当年度純損失は、既決予定額より 6 9 万円減少した 8, 2 4 6 万 5, 0 0 0 円となり、年度末の累積欠損金は 9 億 7, 7 2 3 万 3, 0 0 0 円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） ここで、午後 1 時 5 分まで休憩をいたします。

午後 0 時 0 7 分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第55号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 補正予算の第5号、事項別明細書の歳出、8ページから9ページの農林費の1,900万円ほどの区分17の公有財産購入費と18の備品購入費の件で、ちょっと多いのですけれども、13件質疑したいと思います。

一つ目、太陽ファームは平成25年に栽培を中止していると思います。その後再開の意思はないとしてきたと思います。太陽ファームが栽培を中止した理由をお聞きしたいと思います。また、再開する意思がないという理由も一緒にお聞きしたいと思います。

二つ目です。土地、建物、物品について買い戻そうとしていますけれども、その根拠は何かを伺いたいと思います。

三つ目、今回のこの事業は、当市にとってメリットがあり採算が取れる事業として考えられているのかどうかを聞きたいと思います。

四つ目です。この事業の再開計画については、今までの経緯を見ても住民サイドからの理解が得られるとお考えかを聞きたいと思います。

五つ目です。今回の議案がもし可決した場合に売買に伴う契約は、いつごろ予定しているのかお聞きしたいと思います。

六つ目、売買に伴って権利の移転登記にかかる費用などの予算記述がないとなっております。この点についての権利関係がどうなるのかを聞きたいと思います。

七つ目です。今後財産として取得した場合に、資料の図にありますように、地域全体を再びワイン用のぶどう畑として利用するのか、それとも違う利用を計画しているのか、お聞きしたいと思います。

8件目です。この土地の譲渡を現在では、相当な土壌改良をしないとぶどう畑に適さないという話もしておりましたけれども、その辺、どういうふうなお考えかお聞きしたいと思います。

9件目です。ワイン用ぶどう畑として再利用する場合に肥料による土壌改良や動物の侵入防止策など、今後の投資する金額はどのように算定しているのか、今後の見通しを考えていなければ買い戻しという形で事業を行うということにならないと思いますけれども、今後の将来に向けた投資の金額といったものが出ているのであれば、お聞きしたいと思います。

10件目です。事業展開として事業主体や雇用、事業金額なども含めて事業計画などを、いつごろ議会に提出される予定かお聞きしたいと思います。

11件目です。収穫時期についてですけれども、今後何年ぐらいをめどに予定を考えているのかお聞きしたいと思います。

12件目、今回のこの土地と建物、物品についての売買は、当市から持ちかけたものか太陽ファームから持ちかけたものか、どうだったのかをお聞きしたいと思います。また、それがいつごろ話があったのかをお聞きしたいと思います。

13件目、最後になります。もしこの事業が将来うまくいかなかったときには、どのように住民に対して責任をとられるのか、現時点での責任所在についてをお聞きしたいと思います。

今のこのぶどうの件に関しては13件です。一つ戻って総務費の関係で、マイナンバーの機器材のためにということで90万円ぐらい予算補正かかっております。これマイナンバーの関係だと思うのですが、そのための国からの補助とかというのはどういうふうになっているのか、今後また、いろいろ資機材を整備していかないとだめだと思うのですが、そういった場合の国からの補助とかというのは、どういうふうになっているのかをお聞きしたいと思います。

以上、全部で14件ですね、お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから、ワイン用ぶどう試験栽培事業の関係の13項目について御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の平成25年太陽ファームのほうで栽培事業を中止した理由、また再開しなかった理由ということでございますが、これにつきましては、主な理由といたしまして、エゾシカ等有害鳥獣にかかる被害が多大であるということが主な理由ということで、確認をいたしております。

また、再開しない理由につきましても、その対策に講じる部分、また、ぶどう等苗木等が相当傷んだという部分に対するそれらの投資について掛けることができないということで、確認をさせていただいております。

それから、土地建物の物品等の買い戻しの根拠ということでございますが、金額的な部分を申し上げますと、土地につきましては、平成14年度太陽グループの太陽ファームさんのほうに、市のほうから売却したときの土地の値段を根拠といたしまして、それに平成14年度以降太陽ファームさんのほうで、いろいろと投資をされてきたぶどう畑だとか、建物関係、投資されたきた部分の金額を基準としまして提示された金額それらを検討しながら、お互いにその数字を示しながら、金額的なものを確定してきたというところでございます。

それから、市にとってのこの事業のメリットというところでございますが、歌志内にとりましては、やはり産業の多様化というものが一番重要な課題でございます。このような中で、最近では葉野菜の事業がスタートするなどしております。

農業という基盤がなかなか見出せない中で、太陽ファームさんのぶどう栽培事業に非常に期待はしていたところではあります。このような形になってしまっております。しかし、1次産業の振興というものは当然ながら、その農作物から食品加工といったものへの転換が可能であります。そういったことで、産業の多様化を図るという部分、ぶどう栽培地というものは、現在、観光地としての活用というものでも使われております。ワイナリーのあるところでは、ぶどうの栽培地を見て、観光して、そこでまたワインを飲んでと、そういった形で、観光面での活用もされてきているといったところから、当市に取りましては非常にメリット大きいものと、そのように考えているところでございます。

それから、4番目の住民の理解が得られるものかということでございますが、ただいま説明させていただきましたように、産業の多様化、雇用の創出につながるようなこういった事業につきましては、市民のほうからの理解も得られるものというふうに考えております。

五つ目、本議案が可決した場合の契約の時期ということでございますが、12月中の契約というふうに考えております。

権利の移転の関係でございますが、基本的には農地という部分が絡んでまいりますので、その点につきましては、農地法上の届け出というものが必要になってまいります。そこで所有権移転登記という形に結びついていくのかなというふうに思っております。

それから、七つ目の財産としてその買い戻す土地を全てワイン用のぶどう畑で使うのかというところでございますが、今回購入予定の土地の部分のうち、約10ヘクタールほどがぶどう畑と農地になっており、ぶどうが植栽されてきております。そのうちの一部をぶどう畑として再開するという考え方でございまして、その他の農地につきましては、また、他の作物ということも考えられるところではございますが、現状、農地法上の規定から市町村におきましては、農地を持つ場合は試験栽培事業の中でなければ農地を所有することができないということでございますので、現状、あくまでも農地の中でワイン用ぶどうの試験栽培を展開していきたいと、このように考えております。

それから、8件目の土地について、土壤改良が必要ではないかということでございます。この3年間ほど畑に対して投資がされていない、要は土壤改良、肥料も入れられていないと、こういったことから苗木自体が全て死んでいる状態と。そして、土地自体も非常にやせてしまっていて雑草もなかなか生えてこないというような状況がちょっとございまして、それにつきましては、当然ながらしっかりとした形で土壤改良し土地をもとに戻すといったところを重点に、まずは試験栽培事業を開始することになると、こういうふうに考えております。

それから、9点目の土壤改良、それから、動物侵入等の対策に対する投資ということでございますが、実際にこれから試験栽培事業をまずは行って、その試験栽培事業の結果に基づきまして本格的な事業移管という形を想定してございます。

当然ながら、ある程度必要な事業費という部分は算出してございまして、まず土壤改良にかかる部分といたしましては、約100万円程度、それから、有害鳥獣等対策のためのフェンス等の設置という部分につきましては、大体400万円から500万円程度というふうに見込んでいるところでございます。

それから、次に、事業計画の関係でございまして、ぶどう試験栽培の事業費につきましては、本年4月以降の事業実施を計画しておりますことから、3月の定例会の中でお示しさせていただきたいというふうに考えております。

それから、ぶどうの収穫時期ということで11点目でございますが、ぶどうにつきましては、植栽してから3年後に初めて収穫時期を迎えます。ただ、3年目につきましては、一般的な栽培であれば収穫したものの10%を収穫、それから、4年目で50%、5年目で100%という形で、全量収穫するためにはそれだけの時間がかかってくるものでございます。まず、最初の収穫年につきましては、植えてから3年目という形でございます。

それから、12件目、今回の土地、建物の売買について、持ちかけたのはどちらかということでございますが、これにつきましては、当初委員会の中でも御説明させていただきましたが、市のほうとしましては、あくまでも太陽ファームさんのほうで事業の継続を何とかできないものかということで、お願いをしてみました。しかし、やはり再度お願いいたしました。太陽ファームさんとしては、やはり今後の投資についてはできないということで、そういうことの話がなったものですから、先ほど来お話ししました歌志内市として農業基盤の整備ということの目的を持って、歌志内市のほうから、それでは市のほうに土地を譲っていただくことはできないのかという話を持っていったところでございます。

それから、この事業がうまくいかないときということでございますが、現状、試験栽培という形で進める形となります。本格的な栽培という部分に現状至るということにつきましては、農地法的な絡みの中で、いつ、どういった形で本格的に試験栽培をやめるのだということは、今の時点で申し上げることができませんので、その辺につきましても御了承いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 備品購入費の関係でございます。

内訳がございまして、マイナンバー関係の部分でいきますと6台となります。残り5台なのですが、新規採用の職員用の端末ということでございます。

それで、補助の関係でございますが、端末に関してのマイナンバー関係の補助については、ないということでございます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長に申し上げます。2点ほど答弁漏れがありますので、お答え願います。

持ちかけたのは当市からか、太陽ファームからかというのは答弁ありましたけれども、いつごろからの話なのかということをお答えしてください。

もう一つ、将来的にこれの計画が破綻した場合の責任の所在はどういうふうを考えているのかという質問がございました。これに答弁をお願いします。

平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 最初の市のほうから今回のお話をもちかけた時期ということでございます。話を聞いていったというのは平成25年の11月に訪問したときに市として、基本的に太陽ファームさんのほうで事業ができないのであれば、市としても後継者を探すことも含めてというような話をしたということで記憶してございます。

それから、今回うまくいかなかったときの、事業が破綻した場合の責任の所在というところでございますが、やはり試験栽培ということでありまして、いろいろと費用がかかってくると思います。ただ、今回の事業につきましては、いろいろと栽培事業を実際に行われている方、いろいろな方のアドバイスなどをいただきながら今日に至り、今後も展開していこうかなという形で考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 当然行政の責任です。ということは首長になります。しかし、今は、私たちは何かをチャレンジしなければならぬ時期なので、最初から、そういう言い方をされるとすごくこちらとしても戸惑いを隠せません。チャレンジしない年に、今から責任の所在は何なのかと。そのために私たちはそれにならないために、今努力を重ねていこうとしていますので、そういう面について広い視野をもってこの事業についての御支援を賜れば大変ありがたいと、当然首長が責任を負うというのは明確になると思います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 行政の事業は全て市長の責任において発しております。全て決裁は重要なものについては市長決裁、あるいは、職員が決裁権を持ってやるとしても、それは市長にかわって権限委譲を与えられているということで、最終的には市長の責任になります。

ただ、今、副市長からも話がありましたように、これからの歌志内というのは議会と両輪になってチャレンジしていかなければならない。そういう中で、雇用をどうするのだと、あるいは産業の創出をどうするのだという御質問を常に議会から受けております。それに対して、私もいろいろな御提案をさせていただいておりますが、ある意味で、そういうものにチャレンジすることになれば、リスクというものは常に、私はついて回るものだという思いがしております。そのためにいろいろな手続、あるいは手順を踏んで、議会の皆様へ説明をしながら、御理解をいただくように、そういう意味で今回もそうですけれども、予算のお願いをするというようなこともその一つかなと思っております。

これからも、来年からのいろいろな新しいまちづくりのための事業について計画を立てて、今後とも議会のほうへ御相談申し上げ、あるいは、説明申し上げる機会が多くなっていくかと思いますが、いずれにしても、全ての責任は市長にあるということで、私も先頭に立ちますけれども、職員の力を借り、そして事業展開をしていかなければ歌志内というのは、なかなかこれから前に進んでいくことはできないのかなと、そういう意味で、民の力だけでは歌志内はなかなか難しい、そういう意味もありまして、行政がある程度インフラを用意していかなければならないのかなという思いもありまして、これからもいろいろな事業が立案されると思います。

常に議会のほうへ説明をさせていただきたいと思いますが、できる限りひとつ御協力いただけるものであればお願いをしたいということで、答弁になるかどうかわかりませんが、今の思いをちょっとお伝えしたつもりでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 答弁いただきまして、再質疑したいと思います。

1件目のことなのですが、鹿の被害が多いよということで撤退の理由の一つとなっておりますね。ことしに入ってからの委員会で柵の対策をきちんとしておけば防げたのではないかという、何かそういう話もされておりました。そういう費用が太陽ファームさんにちょっとこれからかけるのが難しいということで、多分撤退になったと思うのですが、最終的にはやっぱりその被害によって採算が合わなくなって、そういう設備投資もできなくなったということだと思うのですよね。その辺の認識はどういうふうにお考えしているかをお聞きしたいと思います。

三つ目の件でございます。農業が1次産業としていろいろ栽培して、加工して、出荷するというので答弁いただきましたけれども、やっぱり何回も同じ事業をやっている最終的には、その採算が合うか合わないかという形で市から民間渡って、またもう1回太陽ファームさんが採算が合わないから、やめるという形になったものに対して、農業が本当に歌志内の土地に合っているのかどうなのかというのがすごく疑問に思うのですよね。その辺、もう1回答弁をお願いしたいと思います。

4件目の住民サイドから理解が得られるかということなのですが、雇用の面では歌志内としては、雇用を確保する場というのはやっぱり必要だと思うのですよね。ただ、今言ってきたように、いろいろな事業をするというわけではなくて、今までやってきて、余りうまくいかなかった事業をまた土を掘り返して、市がお金を出してやるというこの事業に対して、住民からちゃんとした理解が得られるのかどうなのか、すごくちょっと疑問に思うのですけれども、それに対してお聞きしたいと思います。

7件目のぶどう用の畑、一部ということで話をされました。それで試験栽培で云々かんぬんということなのですが、これも委員会で言っていたのですが、羊のやつも視野には入っているみたいな説明をされていたのですよね。それは今後どうしていくのか、この面積の中でやっていくのかどうなのか、お聞きしたいと思いますね。

9件目の費用の面なのですが、土壌改良に100万円で、柵の防止で500万円弱ということで多分言われましたけれども、これを行って、かつ一部ぶどう栽培をしたいということで、その栽培のものがちゃんとその費用で問題なくつくれるのかどうなのかを、もう1回お聞きしたいと思います。

一番最後は、これは同じことになるのですが、行政の責任でということでおっしゃられました。副市長言われましたけれども、新しいチャレンジでということで、大変いろいろな

形で企業誘致に取り組んでいるというのは実態も痛いほどわかっております。

ただ、言いたいのは今までやってきた事業で、なかなかうまくいかなかった事業がここに来て、その土壌改良をやって、作付けて、うまくいくのかどうなのかという心配があつての質問なのですよね。その辺の認識がちょっとあつたのかもしれないのですが、そういった意味合いで、さっき聞きました。今の質疑を聞いて、もう1回答弁を願いたいのですけれども、その辺、どういうふうにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 私から、最初に、私としての考え方、思いを申し上げまして、その後御質問の答弁をさせていただきたいと、このように思います。

今、議員がいろいろ御質問なさいましたけれども、今、歌志内は人口の減少を防ぐ、あるいは人口の増加にどういったチャレンジをしていくのか、いろいろ御質問をいただいているところでございますけれども、そのために産業興し、あるいは、いろいろな事業にチャレンジしてみたいというときに、失敗ということを経験すると何にも挑戦はできません。必ず成功するということであれば、どなたがチャレンジしてもそれは成功するはずで、既に皆さんチャレンジしているはずで、そのところを、リスクを負いながら何とか成功に導くことはできないかという、そういう思いで計画を立てて御理解をいただく中で事業を進めてまいりたいと、そういうふうな思いでいろいろと考えているということでございます。

このぶどう畑についても、いろいろと色々な立場の方が色々な角度からチャレンジした例がずっと続いております。確かに成功はしておりません。そういう経験値を踏まえながら、行政のほうもどこまでできるのか、どこまで基盤整備をしながら、新しい事業として1次産業にチャレンジできるのかということを考えていきたいというために、まずは最初の土地の取得をしたいという考え方、それと、太陽さんが鹿の被害等々で頓挫したということも経験として、次にどういった手を打つことが望ましいのか、こういうことをこれからも研究するなり、あるいは太陽さんのほうの経験を学ぶなり、いろいろな場面で我々は計画を立てていきたいというふうに思っております。

そのために、事前に伏せて事業を展開するのではなくて、議会のほうへリアルタイムで情報を提供しながら、あるいは御指摘を受けながら、計画というものを修正しながら前に進んでいきたいと、そのように思っておりますので、失敗する事業には手を出すなど、こういうふうな物の言い方をされますと、全ての事業には、なかなか二の足を踏んで一歩前に踏み出すということが難しくなるのかなと思っておりますが、許されると言いますか、議会のほうで御理解をいただける範囲内で、やはり歌志内のこの人口減少、あるいは、雇用を生み出すという考え方を理解していただきながら、御協力を賜ればと、そのように考えております。

また、地区懇等で、逆にまちの人から上歌のぶどう畑どうするんだと、こういう御質問も逆にあつたことも事実です。逆に歌志内として、土地が少ないものですから、ああいう土地を利用して何かできないのか、あるいは、再チャレンジできないのか、こういうような御質問もあつたことは事実でございます。

いずれにしても、これからの歌志内、まちの振興発展というものを考えた場合に、農業1次産業というものに可能性を求めていくのも一つの方法ではないかなと、そのように思っているところでございます。

続いて、先ほどの御質問について所管から答弁をさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） まず、一つ目、電気柵の対策をしていればと、太陽ファームさん



のときに大丈夫だったのではないかという話でございます。確かに委員会の中で私のほうもお話しさせていただきましたが、電気柵というのは鹿の被害の防止にはすごく効果のあるものでございます。実際にほかのぶどう栽培地等のお話を聞きましても、電気木柵をしっかりとした形で設置することによって、鹿の侵入を防いでいるという話がございます。

ですから、その辺の管理の仕方、例えば雑草の中に埋もれてしまえば放電という形で効果が薄れると、そういうこともございますので、その辺の部分をしっかりと管理することが必要なのかなと、そのように考えてございます。

それから、事業の採算性という部分でございますが、事業の採算というものは試験栽培が終了した後の本格栽培の中でのことになってまいりますけれども、ぶどうをしっかりと栽培することによりまして、当然採算という部分に近づくことはできるのかと思っております。

現在の予定といたしましては、最初の年に3,000本植えまして、最終的には5年間で1万5,000本ほど植えるというような考え方で計画はしておりますが、そういった形で、採算性がとれるような事業になっていくのかなというふうに考えております。

それから、歌志内にとって農業が必要なのかということでございますが、ただいま市長のほうからお話しありましたように、やはり今後いろいろな意味で産業の幅を広げていくためには、1次産業というものを歌志内にとって絶対必要な産業であると、そのように考えております。

それから、次に、住民の理解の関係でございますが、これにつきましても、先ほども御答弁申し上げましたけれども、産業を振興することによって雇用が創出されると、そういった歌志内市の課題を解決する上で行っていく中で、住民の理解は得られるというふうに考えております。

次に、羊の関係でございます。

現在、約100頭ほどがあそこの畜舎の中で飼育されております。これは太陽ファームさんとのこれまでの話の中でも出てきている部分ですが、基本的に太陽ファームさんは羊の事業を市外のほうに移転するという考え方でございます。

ただし、これから冬を迎えるに当たりまして、すぐに100頭もの生き物を動かすことができないので、それにつきましては、今後この補正予算が通りますと土地等の契約書を取り交わす段階で、その辺、覚書等の中で雪解けまでは使用すると、そういったような形のものも協議していくというふうなことでしているところでございます。

それから、100万円の土壌改良、それから、500万円ほどの電気柵等の設置、それによってぶどうがつかれるのかということでございますが、土自体をしっかりと肥沃なものにすることによってぶどうの栽培は十分可能であると考えております。また、柵の設置につきましても一定の高さのフェンス、それから、電気柵こういったものの必要性について十分専門家のほうとも話をしながら、設置することによって栽培については間違いなくやっていけると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最後になりますので、市長のほうからですね、何事にもチャレンジをしたいというお言葉がありました。十分心が痛いぐらいわかります。やっぱり行政としても、さっき僕言いましたけれども企業誘致をいろいろな形でやってきております。足を運んだりだとか、いろいろ産業課の方々にもやってもらっている状況です。しかし、やっぱりさっき市長の言葉から言っても、残念ながら成功という形にはなっていないかもしれないという言

葉がありましたけれども、やっぱりそこが一番引かかるのですよね。その今まで成功してなかったものが、ここに来てすぐまた成功するかどうかというのは、確かにやってみないとわからないですけれども、今までやってきた経過があって、そういった結果が出ているわけで、それに対して、やっぱり試験だといっても土地を買うのにこの約2,000万円、今後の投資でもいろいろやったりとかしたら、また1,000万円近くかかったりだとか、雇用の問題なども関係してくると思うので1,000万円近く、全部で3,000万円とか、そういう形のもので多分どんどん出てくるのではないかなと思うのですよね。だから、その3,000万円のお金を余り成功をしてなかったのだという事業に充てるのか、それをもっと頑張ってもらっているのはわかっているのですけれども、企業誘致のほうにもっと力を入れて違ういろいろな企業さんを訪問、誘致お願いするということをやっただいて、その間やっぱり住民福祉の向上をいろいろやっただいてもらっていますけれども、やっぱり住民の生活はよくなってないです。そこに光を当てて定住対策ということも、雇用のこともわかるのですけれども、そういった住民全体のことを考えて、そういった福祉の面を向上していくというのが、やっぱり今の歌志内の実情ではないかなと思うのですよね。それに対して、どういうふうにお考えかをお聞きしたいと思います。

もう一つ、雇用の面で先ほど、最初の答弁で経験のある方云々ということをおっしゃったけれども、今、多分そういう答弁が出てくるということは、歌志内にはそういう方がいなくて、ほかの土地からそういった方々を探して知識のある人を呼んで、もう1回再開発というか、土壌改良とか、もう一から全部やり直そうという形で考えているのか、二つにしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 過去に何度も失敗した事業なのだから、それなりに慎重にやりなさいという、そういうお考えだと思います。歌志内は住民サービスは今、決してよくないと、今おっしゃいました。今、この人口でここまで何とか福祉サービスの提供を行っております。これ以上人口が減りますと、今の福祉サービスを維持するというのはかなり困難な状態になってくると思います。今回の国勢調査におきまして、いずれ3億、4億という交付税が減額されるということも明らかですから、そうなりますと、現在のサービスを維持するというのは大変なことだと思います。

そのためにも、やはり人口の減少を防ぐということも大きな我々の目的となってきますし、それから、雇用をふやすということになると新しい産業なり、あるいは、企業誘致ということが非常に重要になってまいりますし、あるいは、生産年齢の方々に歌志内に移住していただくということも大切なのかなと思います。

しかし、全く最初から成功するなんていうのが、私はないと思っています。やはり初期投資、そして基盤整備をしながら、その可能性をやっぱり求めていくと。そのためには何年かかるだろうと。それがどこまで許されるのかということを図りながら考えていかなければならないのかなと思います。

ただ、今回の土地の購入については、歌志内はまとまった土地というのはありません。そういう意味で、過去に空知炭礦、それから、太陽グループということで、あそこは農業地域としてそれなりに土壌改良をしながら、一定の面積を確保してきたという、そういう経過もありますし、次に、これが全くそのまま土地が放棄されるとか、あるいは、転売されるとかということになりますと、またそれも歌志内にせつかくある可能性を秘めた土地がゼロになってしまうと。我々としては、行政の範囲内でひとつそういうインフラというものを整備しながら、民間

の進出というものを期待できないかというそんな思いもありまして、まず、今は土地を確保したいと。そして、次の段階にはまた改めて計画をきちんと整理をしながら御提案をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 栽培の技術者について市外から探すのかということでございますが、予定といたしましては、管内の栽培農家さん等からの情報をもらいながら栽培技術者を確保ということで、市外になる可能性が高いのかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 今、女鹿議員からさまざまな質問されました。それを聞いていて、私自身ちょっと質問したいところがあるのですが、私の同級生は歌志内が何とか本当に活性化してほしいという思いでさまざまな御意見をいただきます。その中で一番、私が痛烈に追求されたのは、歌志内にはすばらしいワインがあるのに、どうしてそれが中止になったのかということから始まって、さまざま言われました。鹿対策がきちっとできないのだという部分ももっともっと勉強してできないのかなとか、散々言われたのです。その中で、そのワインのことについてお聞きしたいのですが、今までやっていらしたぶどうの種類ですとか、また全く全然違うワインになってしまうのかという部分が、私にとってちょっと今強烈に。何でかと言うと、この今あるワイン、太陽ファームさんが販売していました2,700円のワインが本当にすごいワインなんだよと。湯浅わからないでしょうと、これは2,700円で販売しているけれども、全国的に7,000円から8,000円ぐらいの価値のあるワインなのに、歌志内市は宣伝が下手だねという部分で強烈に言われました。

ですから、そういう経緯でどういうふうなワインの成分を目指しているのかという部分をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 現在、太陽ファームとしてつくられたワインにつきましては、赤白ございまして、多分たしか赤につきましては、品種から言いますと、ピノノアールという品種を中心にしまして4種類か5種類かを混合した形でブレンドしてワイン化しているということだと思います。

また白ワインにつきましては、一応、これ定かではありませんけれども、ソービニオンブランという品種でなかろうかというふうに考えているところであります。

今回土壌改良を行った上でということになりますが、土壌改良をして試験の中では当然ながら、歌志内市のこの気候風土に適した品種を改めて見つけていく必要があるのかなと思っております。やはり土壌が変わっていくことによって、それに適する品種というのは変わってきておりますし、当時平成9年から市が試験栽培という形で行ったところでございますけれども、やはり気候的なものも変わってきて、国内的にも北海道が適地になってくるというもの、ここ数年のことかと思っております。

ですから、そういった気候的な部分との品種との部分、それらも専門家のような方に話を聞きながら、歌志内に適した品種を栽培していくと、そういうふうな形になろうかと思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） これは要望になるのですけれども、ワインの前回あった部分の成分を徹底的に勉強していただいて、いい部分を取り入れてもっといい品をつくるようお願いしたいなということで、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さんに申し上げますけれども、予算に関する質問とは思えないのですけれども、その質問でよろしいですか。

○1番（湯浅礼子君） わかりました、これはいいです。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ございませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから2点質問させていただきたいと思います。

まず、総務管理費、一般管理費というところで、7ページ、積立金ですね、これはふるさと納税ということで300万円が積み立てられますと。始まった当初のことを考えるとかなりの額になっているのかなと。昨年もたしか240万何がしという金額だったように記憶しているのですが、今、さまざまところで、もう億を超えているですとか、昨年度の何倍も行ってますよというところもあるのですが、歌志内市が当初10万、20万というものが、今この300万円というものに膨らんできた、これをどのように分析しておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

次に、今まで質問がございましたぶどうのことですが、それはワイン用ぶどう試験栽培ということで1,900万円、約2,000万円という金額、今、答弁によりますとその後さらに500万円、それと、100万円という高額なものの買い物、そういった計画があるようでございます。

ただ、その計画について、市民がしっかりと納得できるような、その説明と申しますか計画が示されていないというのも事実だと思います。正直まずは土地を購入するのだ、そして、歌志内市がどういう覚悟でその内容に進めていくのだということもお聞きしましたけれども、そういったぶどうの栽培、そしてワインということもありましたけれども、そういったことに関する計画をはっきりと何千万円もかけてやるわけですから、そういったものを示してもらわないとどうなのかなという思いでございます。

先ほど試験用のぶどうの苗、そして何年か後にはそれを栽培して、3年後には10%、さらに50%、そして5年ぐらいには100%のものをという計画示されましたけれども、その後どうなるのかという計画も示されないまま、これが提案されているという何か思いがございませう。そういったものも改めて答弁をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

---

午後 1時56分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1点目のふるさと納税の関係でございます。

今年度、新たに取り入れた手法といたしましては、全国のふるさと納税の特産品等を集めた専用ポータルサイトというのがありまして、そのふるさとチョイスというものがあるのですが、そこに登録をさせていただいております。

それと、基本的に全国いろいろなところを調べまして、特色のあるやり方ということで、ポイント制というものを導入させていただいております。それと、もちろん贈答品の種類をふやしたということもございませう。基本的にはどうしても億単位のところとかというと、やっぱり肉とか、海産物とか、やっぱり食べるものがないとなかなか魅力のあるものというのは難しい

のですけれども、歌志内にあるもの、いろいろなものを考えながら、そういった贈答品をふやしていく。

さらに、まだ何品か思っているものもあるものですから、そういうもので充実させていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 市民の納得できる説明がないということでございますが、太陽ファームさんとの話し合いをしていく中で、やはりぶどう栽培事業というものを企業イメージとして持っておられるところがございます。そういうことで、具体的な事業計画等につきましては、あくまでも土地の部分の解決がしてからということで、お互いに話し合ってきたところでございますので、これまでぶどう栽培の年次計画的なものについては、まだお示しはしているところではございません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まず、ふるさと納税なのですが、ありあらゆるところでいろいろな特産品を出しながら、本当にそれがふるさと納税に適しているのかどうなのかということは別にしまして、そういった制度があるわけですから、そういうものをどんどん活用することは、これは必要なことだと思います。そして納税をふやしていく、歌志内市とつながる方々をつくり上げていくということが大事ではないのかと思います。

ちなみに、歌志内、今あるものをそれを贈答品として備えますよということ、新しいものを開発していきましようということを以前にもお話しされていた経緯があるのかと思います。そういったところにも目を向けながら、これからさらに、そのふるさと納税の額をふやす。歌志内市とのつながりを持ってくれる人方をふやしていく、そんなことで聞いてよろしいのでしょうかという質問をさせていただきたいと思います。

それと、まずは土地を購入して、市長のほうからも副市長のほうからも答弁がございましたが、産業をつくるのだと、そしていままであった土地を使えるものは使える状況にする。ただ、それには多額の税金を投入していくわけでございます。そんなことが正直、市長、そして歌志内市のこの覚悟も今お聞きいたしました。

しかしながら、それがやはり失敗するようなことがあってはならないのだということは、必ずついて回ることだと思います。そのためには、やはり計画がどうなっているのかということを示して、大丈夫なのですよと、これでも大丈夫なのですよと、このところはこういうふうにしますよと。それでいて失敗するのなら私たちが責任を取りますよになると思うのですよ。

確かに責任取りますと言いながら、その責任は歌志内市民にどうしてもかかってくるものだと、私は思います。そういった面からも、しっかりとした説明、計画、それを第1次産業で目に見えないものをつくっていかなければならないと言うよりも、経験のないことをしていかなければならないそんなこともあって、なかなか計画がというのものもあるのかもしれませんが、多額の金額を投入してやるわけですから、その辺のところはしっかりとしたものを示していただきたいと思うのですが、先ほど以上のものは出てこないということで聞いてよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

---

午後 2時02分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1点目のふるさと納税の関係でございます。

ふるさと納税の考え方でございますが、私、二つあると思っているのですね。一つは、納税いただいたものをまちづくりに生かして活用していくというものと、もう1点は、その商品の宣伝といえますか、その商店自体が、今後そこで宣伝と売り上げを伸ばしていただけるというようなチャンスにもなっていると、私は思っております。

それで、先ほどの部分ですけれども、新商品の開発とかというのは、ちょっと私のほうの課ではございませんけれども、そういうものができてくれば、どんどんこういうものを利用して売り込んでいくということは、一つ大事なものだと思っております。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 現在、私どものほうで持っている年度計画という形のを簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1年次目ということで、今年度農地の取得、それから、農地法の関係、所有権の移転等の許可、そういった手続的なものを行いたいと考えております。

それから、2年次目ということで、平成28年度につきましては、本格的に試験栽培ということでございまして技術者の雇用、また、技術アドバイザーの雇用、それから、栽培に必要な農機具等の購入等も予定しております。そして、先ほど来お話ししております土壌改良を中心に事業を行いたいというふうに考えております。

2年次目に入りますと苗木の確保という形で次年度以降植栽する部分の苗木の購入を考えてございます。

次に、3年次目に入りまして、苗木を植栽し、実際に木の栽培管理というものがスタートするところでございます。

大体そういった形で、試験栽培を進めていくという考え方でおります。おおむね5年から7年ぐらいが試験栽培の期間になるのかなど、このように考えてございます。

なお、植栽する本数につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、3,000本ずつ5年間かけて合計1万5,000本を植栽するという考え方でございます。

これによりまして、最終的には1万5,000本を植栽した場合、最大で収穫量といたしましては1万5,000キロ、ワインで換算いたしますと1万500本、こういった形の計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ふるさと納税につきましては、ぜひとも歌志内市との交流人口をふやすのだというそんな思いも込めてと同時に、さまざまな企業が開発しているものを販売するという、そんなことも考えながらどんどん進めていただければと思います。

先ほど来、この新たな産業、以前にやっていたうまいかなかったということもあるのでしょうけれども、先ほどの市長の答弁の中に、チャレンジしなければならない今の歌志内のことを考えるとという言葉が、そういった言葉が出てきたのかと思います。記憶しております。

今の歌志内市を考えると確かにチャレンジと、そして、どうして失敗したのかという分析と、そういったものがしっかりとなされていかなければならないのだと思います。最終的に市長が責任をとると言いましたけれども、責任をとるのは歌志内市民です。歌志内市は絶対に失敗しないような、そんな状況づくりをしっかりとやっていただきたい、そんなことを思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 絶対失敗はしたくないですよ。それは間違いない話です。ただ、御承知のとおり歌志内の民間を考えたときに、そこに大きなリスクを負わせる、そして期待をするというのは現状かなり無理があると思います、資金的にもですね。ただ、今、会議所を中心にいろいろな事業展開を望んでいることも事実だと思います。しかし、なかなかそこに手を出すというのは難しい。

したがって、行政のほうもいろいろな可能性を調査しながら、民間が事業を展開できる、そういうような環境をつくれなかと、そのためにいろいろな情報を取っているわけでございます。

このぶどうもそうなのですが、行政が石橋をたたいて渡る中で、民間にそういう事業展開ができないか、そういうことも考えているところでございます。失敗したくないです。そのためには時間かかるかもわからないです、ことし以上に。

それから、先ほど言われましたように、いろいろな計画というものをいろいろな方々の支援をいただき、知恵をかりながらこれから立てていくことになると思います。議会のほうへも十分情報を提供しながら、理解を求めていくことになろうと思います。

それと、先ほどおっしゃいましたけれども、ふるさと納税が、今非常にふえています。それも高額な方が今ふえております。ありがたいことに、中には添え書きが入ってきまして、夕張のことが常にマスコミに取り上げられていると、その陰で歌志内が一生懸命努力しているということを我々は知っていると、応援していますよということで、相当桁の一つ上がったような金額が結構来ます。

そういう中で、今、特にふるさと納税の見返りと申しますか、希望するのが多いのがアンモナイトですよ。アンモナイトを要請するために2万円以上のふるさと納税がどんどんふえてきているのですね。ワイン、蜂蜜というのが非常にふえてきていまして、だから、そのメニューがおっしゃるとおりふえると、私はやはりそういうものにもつながっていくのかなと。それで、今、行政のほうも補助金を出したり皆さんにお願いして、特産品の開発というものを今進めています。

そういう中の一つとして、このワイン栽培というものが可能性が出てくるとありがたいなと思っておりますが、いずれにしても、議員御指摘のとおり情報を公開しながら、ある意味チャレンジというよりも石橋をたたいて少しずつ渡っていくと、そういうことにもなろうかと思いますが、ことし一応に進めてまいりたいと思います。ただ、歌志内はいろいろなことに間違いなく成功すると言いますか、失敗をしないんだということを常に前提にしてやっていくと、私は今の行政は全く今と変わらない、このままのものが縮小するような形で進んでいくのかなと。だから、可能性があれば本当に慎重にそちらのほうに進んでいく、様子を見ながら前に進んでいくということも必要なのかなと、そんな思いを心の中に持ちながら、これから皆さんと相談しながら、新しいことにかけていきたいなど。今はぶどうのことを話してましたけれども、これからのまちづくりもやっぱりチャレンジしなければならないところが結構あるので、そういうときに失敗を恐れたら僕は新しいまちづくりというのはできないと思います。そこのところを、おっしゃったようにまちの人たち、それから、議会の御理解をいただきながら進んでいくしか方法はないのかなと、そういう思いで今います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ございませんか。

ここで、10分間休憩します。

午後 2時09分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 補正予算の3ページの第2表の債務負担行為補正の追加であります事項、期間、限度額の小学校スクールバスの運行業務委託について、ちょっと質疑させていただきます。

債務負担行為については、自治法第214条に記載のとおりだと思います。そこで、債務負担行為の設定は、事項、期間、限度額を定めて予算として議決を得て行われることは私も承知はしております。

ただ、これを見ますと再契約を前提にしているものと考えますので、そういう点で質疑をさせてもらいたいということでございます。

まず、この表と言ったらいののかな、これが予算調整の何と言うのですか様式あるような表としてとらえてよろしいのですかというのが1点ですね。

それから、次に、この補正の性格、要するに内容ですね、この限度額も書いてありますし、この事項についてはスクールバスということで書いてありますので、この内容についていま一度背景をお答えしていただきたいと思います。

と申しますのは、実はことしたしか11月の決算審査特別委員会で、私、このバスのことについてただしているのですね、所管に。そのときの答弁として、こういうふうな答弁いただいているのです。

まず、契約については平成25年度から平成27年度までの3年間の業務の委託ですと。そして、内容は年間の行事予定日数を205日から210日程度と想定しています。そしてまた、1日当たりの運行回数、登校日で車両2台で1便、下校時は車両1台または2台で2便。そして、緊急下校の場合と新入学時期の場合は増便となりますと。そして、1回当たりの走行距離は8キロですと。そしてバスの維持管理業務を含んでいますと。それで委託車両は人件費、燃料代、修理費、消耗費、保険料、事務管理費用、車検費用、これは含まれています。それで市が別途支払いするものとしては、重量税、自賠責は単費で支払っていますと。そして、運転手の条件は大型第1種で3年以上の経験を要すと。

そして、契約条件を投げかけて、この条件をクリアするという前提で契約をしていたと思うのですね。

それで、実は以前にもこのバスの問題で、私、質疑や質問をしておりますが、要するに今年度で契約が満了するため過去の経緯も調査して再契約については検討したいという答弁があったのですよ。そういうことで今の質疑になっているのですが、実は、なぜ、私、このスクールバスのことで、スクールバスの運行については賛成なのです、正直申しますと。

ただ、契約の内容についてちょっと問題があるのではないかと。それはどういうことかと言うと、やはり8キロという答弁の中で、歌志内は大曲から小学校まで大体往復16キロと設定した場合、実は、あのバスを通勤にも使っているのですね、運転手が。空知太から通っていますよね。その往復の距離は逆にすれば児童を乗せて通学に使うよりも、距離が異常にあると。これは本当の無駄なことをやらせているのではないかと、私はそこを非常に感じるわけなのですよ。

それと、やはり委託料が前は3年間でしたけれども、これ債務負担行為は大体2年以上とい



うことになっていますから、内容につきましては。前は3年、今回2年で見ていますよね、この予算ではね。そんなことも含めると、またこれが仮に可決してしまうと、2年間何も言えないと、ある意味では。そんなこともありますから、こうやって質疑させていただいているのですが、実は1,300万何がし、1年間で。

私も昔運送会社にいたので、非常にこれにはよくわかっていますから、車の管理はどんなものか。8キロの年間16キロを二百何がしかけてみて、そしてどのぐらいの燃費が食うかと、この辺までも、私、実はしているのです、積算。ただ、こういう積算を今まで所管でちゃんとやっていたのかどうか、僕はこれやっていなかったのではないかなと思うのですよ。やっていたら、こんな2年間で2,600万円の委託料を払うはずがないのですよ、物理的に考えても。

なぜかと言うと、当市で運転手を採用してやったほうが、やはり人口定着につながるわけですよ、ある面では、地方創生の一環にもなるわけです、人口が減りませんから、1人でも。そういうことも考えていきますと、やはりドライバーの年収とあと車検代だとか、それから、維持費、油云々、どう考えても1,300万円、2台あったとしても実は歌志内ではほかにあるバスを対応できるはずですよ。なぜかと言うと、児童が減ってきてますから、かなり。

そういうことをいま一度、やはりきちっと調べたのかということが言いたいのです。このことが1点ですね。

それから、今言ったように、やはり1人でも採用することが地方創生にも逆行しないのではないのかと、ある面では。やはり地方創生というのは、今、人口問題とセットでやっていますからね、正直言いますと。

だから、そういうことも踏まえて、やはりいま一度その辺をしっかりと考えていくと、2,600万円も2年間で支出する必要がなくなるということが明らかにわかりますから。リッター、要するに1日何ぼ食うか。どこに市民の皆さんは、歌志内で買ったバスなのに何であれ砂川まで通わせているのだと。これ誰しも思います、本当に。大体倍ぐらい走りますから、通学路よりも。そういうことをどう考えているのかということ、私は今まで一番疑問に思っていたのですね。そんなことを踏まえていきますと、いま一度、この追加補正なのですが、これ、やっぱり真剣に私は取り上げて考えていただきたいと。

市長も、先ほどぶどう畑の問題でいろいろ話してましたけれども、やっぱり今の歌志内には創意工夫もして、どこに無駄があるか、そういうことも真剣に進む時期がもうとっくに来ているのですね。だから、やはりこのバスの問題も真剣に考えてもらいたい。

それで、私は実はこのバスの問題で以前、焼山線のこととセットにして話したこともあるのです。通学バスについては、私、先ほど言ったように反対しません。できればバス会社と話して、あの焼山線の時間をちゃんとしてもらえば、そしたら逆にそのバスを利用すると焼山線の人数もふえるわけですよ。そうすると一千何万円も負担金払わないで僕は済むと思います。そういうこともあわせて、やはり計算すると。

そして、実は大曲の緑団地から児童館前まで大体児童で1カ月定期七千三百何がしなのですよ。春休み、夏休み、冬休みありますから10カ月として1人7万何ぼですよ。その今バス使っている子供さん掛けても、そんな額にいかないのですね、それは仮にそういうことに政策的にしたとしても、では、それを現金で払いますと、バス通学している保護者には。保護者はあともらって、自家用で送り迎えしようと、それは僕はいいと思うのです、ある面では。そこまで考えていけば、おのずから私は委託する必要はないのではないかと。

そして、私もやっぱり聞いておりますが、1人採用すればローテーションできるという話も

聞いてます、運転手さん、正直言いますと。そこで恐らく2年間で何百万円も浮くはずですよ。私も積算はもう既にしていますから。これはあえて、私、今申し上げません。なぜかと言ったら、積算してもらいたいからです。明らかです、これ。これはやはり財政課ともしっかりと、理事者と副市長と市長とこうなりますよとか、やはりそういうことも必要だと思うのですよ。

うちの場合は所管が言えればそれだけの話で決まっていくような、もちろん財政破綻も入っていると思いますけれども、そこら辺の見聞だとか、検証、そして積算ができてないから中央バスさん、あれ相当もうかっていますよ、はっきり言って、私はそう思います。バスは当市のものですからね、あれは、それを考えますと。

そして、あれだけ倍走らせて倍消費しているのですよ。もし、市内だけに限ってあれば2日分で1日終わらせているのですよね、そういうことになるでしょう。そうしたら、バスの消耗も激しくなるし、もちろんその分タイヤも減る、燃料も食う。そういうことを行政がやらせているとしたら、やはり市民感情から見て、何でああいう運行をさせているのだと、こうなると思うのです。昔はたしか焼山線だったときでなかったかなと思うのだけれども、運転手さんが上歌まで自家用車で通っていた時代がありましたよね、たしか。バスを上歌発ということで、昔あったというような気がするのですが。そういうことを考えれば、まだまだこのスクールバスについては、やはり研究、検討する余地は僕は十分あると思うのです。

これ、きょう補正で上がってしまったから、これ、また議案第55号が可決したとしても、後で、それこそまた出せばいいわけですから、減額補正をね、やるとしたらこの債務負担行為の補正ですね、後ほどまた出せば終わるわけですがけれども。なぜかと言ったら、ほかの内容に差し支えます、これを反対した場合ね、仮にですよ。

そんなことがありますて、これが通ったとしても、そういう手法で後ほど考えていただきたいということが質疑の最後です。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 私からは、予算調整の表として、この表でよろしいのかという部分についてお答えいたします。

この部分につきましては、補正の部分につきましては、自治法の施行規則で基準の表示がされております。その中では債務負担行為につきましては、事項、期間、限度、これに乗せることになっておりまして、ただ、中身の記載の部分、これについてはいろいろな手法がありますので、そのやり方はあると思いますけれども、従前から私どものところでは、この補正につきましては、事項、期間、限度ということで、このような形をとらせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 今回のスクールバスに伴います事業者委託の継続での債務負担行為の関係でございます。

多くの観点から、谷議員からスクールバスに関しまして御指摘を受けております。また、決算委員会の中での御意見もいただいているところでございますけれども、今回、まず2年間に債務負担行為の契約期間を3年から2年に見直した部分につきましては、これにつきましては、現行、市の所有のしておりますスクールバスの座席数が53であります。それで、平成28年、29年と児童数の推計数値でいきますと、3年目の平成30年度には先ほど申し上げた座席数53の部分が減っていく形で、1台体制が可能になる可能性が出てくるという推計数値の結果から2年間の形としたところでございます。

また、これまでの業務委託契約の部分で行っております中、平成26年度で道路事業法の改

正等がございまして、前は市の所有しているバスと中央バスさんで持っているバスと、月額での積算をしていたところでございますけれども、青バスと言われます市の所有バス月額単価での年間の業務委託料、それから、赤バスと言われております貸切バスの運行業務のほうにつきましては、先ほど議員からもお話がありましたように、午前便という形で登校と午前が1回の場合と午後便の登校と下校が2回というパターンの最低補償時間と距離数の部分から積算した単価を1回当たりといたしまして、それにかかる運行日数での積算をさせていただいたところでございます。

御指摘のある走行距離数の問題の部分がありますけれども、これにつきましては、バスを管理している所管の、言うなれば場所からという形の起点で積算をされている関係上、そのようになっているところでございます。そのため、市の所有バスにかかる部分といたしましては、今、現在、積算の根拠としての月額49万円掛ける12カ月の消費税8%、635万円程度になります。平成29年につきましては、消費税の部分だけを10%として見させていただき、約1,280万円、貸切バスのほうにつきましては、先ほど申し上げたとおり午前便の形での日数が68日、2回運行する場合について143日という積算をいたしまして、そちらのほうで1,366万円ほど、合わせて切り上げの部分で2,650万円というような積算をしているところでございます。

重複になりますけれども、市の所有バスにつきましては月額、貸切バスについては日々の運行状況による日々の日額での計算という形の中での契約行為を行ってまいりたいという考え方でございます。

それから、先ほど申し上げたとおり、児童の推移がここ二、三年の部分で大きく変わってくるがございますので、先ほど御意見といたしましてございました、市の所有している青バスを有効に活用を図るためには、市全体としての状況による部分を庁内で議論していかなければならないというふうに思っております。

当面、先ほど申し上げたとおり、2年間につきましては、今の現状をどうしても2台体制が必要ということから、今回の提案となったところでありますので、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

**○議長（川野敏夫君）** 佐藤教育次長に申し上げますけれども、質問の中、雇用の対象として1人採用すればローテーションできるのではないかとという質問がございました。

もう1件、砂川から通っているのを無駄というふうに考えてはいないのかという質問がございました。これについて答弁を願います。

佐藤教育次長。

**○教育次長（佐藤守君）** 済みません。先ほど申し上げた部分とあれですけれども、今、中央バスと運行業務委託している部分については、運転手につきましては、きちっとした形での資格を持った、また経験年数を持った方を運転手として宛うような形で、バス会社と内容についてお願いをしているところでございます。

行政で単独で持った場合という部分については、まだそこまで深く協議は実はしておりません。先ほど申し上げたとおり、2年間の部分につきましては、継続的な形の中で今のところ進めたいというふうに思っております。

それから、どうしても他の部分と教育委員会だけではない部分の市バスの運行のあり方という部分がございますので、その部分で現行の体制で1名補充した形で、全ての運行がかなうのかという部分についての市全体としての議論にまでは至ってない状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 実は、次長、決算委員会では8キロだという答弁しているのですね、1回。今の次長の答弁では、要するに起点が車庫からという答弁だと思うのです。それなら全く、これは距離数が違う虚偽の答弁しているのではないですか。8キロというのは上歌から文珠の大曲りが大体8キロぐらいです。今、起点からといえば、中央バスの車庫からとなれば8キロ以上ありますよ。これ、たしか24キロぐらいあるはずなのです。これ、全然、今、本会議場で言っていることと整合性が全くないのですよね。

そういうことと、それから、積算の根拠も要するに私はしているのですかと、先ほど第1回目の質疑で言っているのですよね。積算の問題も、これ、曖昧な積算でないの、ある面では。これ、今、聞きますと8キロでやるのと往復10キロでやるのと、往復五十何キロでやるのと全く違うでしょう。当然それ油代上がってくるのだから、それだけのやっぱり委託料くださいと言いますよ、これ。そうだと思います、私、誰でも思うと思いますよ、これ。約倍以上違ってくるわけですから、燃料代でも、消耗品でも何でも。だから、しっかり積算しているのですかと、僕は当初聞いているのですよ。したら、今の答弁では、そういうような内容ですよ。

それから、ドライバーさんだって当然、あなた資格を云々と言うけれども、みんな資格を持って運転しなければ運転できないのですよ、この当たり前のことを答弁されたって、どうするんですか、はっきり言うと。私は、これね、だから、スクールバスを反対しているのではないのですよ。もう少し現実性を持った、やっぱり運行を考えたほうがいいのではないかということを行っているのですよ。

それで、私、車庫の人たちにも相談したことがあるのですよ、1回。そうしたら、1人増員してくれればローテーションできると言っているのですよ。それらが全然相談もないと言っているのですよ、あんたたちのほうから車庫に。あんたたちの頭の中で、これ、計算して予算取っているのですよ。だから、こういう結果になるのですよ。ちゃんと車庫の人とも相談して、どういう方法をやればいい方法ができるのだと。やっぱりそういうことが今までやっていないのですよ、現実的に。やっていないことを平然と、そういうふうに答弁されても困るのです。私、この問題何回も言ってますよ、これ。全然考え直すということがないのですよ、これ、市長ね、はっきり言って。

もう1回きちっと積算したらかなり抑えられますから。今、軽油だってどんどん下がってきているのですよ。石油問題だって、当時一番安い軽油が56円台のときが1バーレル18ドルだったですね。今、たしか100ドルまで行っていないけれども、相当安くはなっているのですよね。それらも計算して、そして石油というのは油というのは3カ月ごとに値段変わるということ覚えておいてください。そういう積算もやっぱりすれば、まだまだかなり安く、それこそ委託させるにしても安くできたはず、ある面では言われたまんまの払っているように私はしております、委託料を。だから、もう一度しっかり財政畑と全部あれして、それから、車庫、経験している車庫、それらもどのぐらいかかる燃料って、何キロ走ればとか。やっぱりそういうことも踏まえて委託料を支払うのが本当ではないですか。自分の懐から払うのでないからいいというような考え方ではないと思いますけれども、やはりもう少し、今、歌志内が人口減って住民税も減少、交付税も減少、そうなればやはり5万、10万円の金だってコピー代に回せるわけですよ、紙代に。そのぐらいのやはり考え方でやらないと私は困ると。私どもは議員だから、こういう鋭いことも言います、これは市民のサイドに立ってますから。

だから、もう少しバスの運行について、やはりしっかりとした考え方を持って、一からもう1回見直していただだけませんか。このことについては、恐らく市長でなかったら答弁できない

と思いますけれども、やはり見直すということをまず前提に考えていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷議員に申し上げます。ただいまの発言の中に、あんたたちという発言がございました。これは不適切ですから、改めてください。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 御指摘のとおりだと思います。これらの問題については、その予算が出るときに、まず年度とか、2年になってますけれども本来でしたら3年になるはずなのですけれども、これの協議がなぜされていないのだ、から始まりました。そここのところの押さえとしては、言われてますようにコミュニティバス、代替輸送、焼山線の関係もありますけれども、これからの市民の足として、どうしていくべきかと。また、小学生も児童も少なくなってきましたから、簡単に言えば、先ほど発言されてましたけれども、定期代にしたら幾らかかるのということと、あと低学年の場合の通学させる場合には危険が伴うから、やっぱり低学年はスクールバスにしましょうかとか、いろいろな要素が出てくると思います。当然それらの輸送手段については、総体的に教育委員会だけでなく、市全体として論議することが必要であるということで、最近、その話をしました。

当然今回の債務負担行為につきましても、見積書をもらっています。ただ、その見積書のもらい方についても1社だけだったらだめでしょうということも当然なってくると思いますけれども、今後これらについては契約を伴います。当然今言われたチェックについて深く掘り下げて、例えば業者を呼んで、これはどうなっているのだという議論を持ちながら、この上限の限度額の説明の仕方が正しいかどうかということも再調査して、もう一度検証してみたいと考えています。

それだけで、まだ期間があります。それと、全体言われている運転手さんを採用して、それらをローテーション組むということも一つの考え方だと思っています。来年度からは給食配送業務、これはまだ議員さんには御説明していないと思いますけれども、これらの業務委託についても、年々増額となっています。もう200万円、300万円ふえていくというのは当然になってきます。それらについて今後、直営でやったらどうなんだということも宿題として教育委員会に今提案をしています。それらの何百万円、何千万円という額をどうやって減額していくかということも、これからの行革にも必要なことだと思いますので、それらのお金の使い方について、再度庁内のほうで再検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 先ほど議長から御注意をいただきまして、申しわけございません。つつい発言してしまいまして。

それで、今、副市長から低学年のほうの話ありました。これも実は、私、以前に質問しているのですよ。低学年の場合は、もしバス会社に委託しないで私が先ほど言ったような内容であれば、見守りの人たちをお願いして、バスに1人乗っていただいて、その費用はこの一千万円も払っているのだったら浮くよと、そういう話も、私、実はしてあります以前にね。

だから、そういうことも含めていくと、私は絶対運転手さんを1人採用してやったほうが、ずっといいと思いますよ、間違いなく浮きますから、はっきり言って。だから、そういうことも、今、貴重な本当に答弁いただきましたけれども、ぜひ、これは検討をする余地は十分にあると私は判断しております。理事者の方々がいないと言え、それまでですけれども、私は、やはり今までこの問題については寝ても覚めても、この通学バスの問題ずっとあったのですね、正直最初の運行のときから。あのときはたしか説明は、歌志内小学校の体育館であったと思ひ

ます。そのときも、私、発言しているのですが、あれはたしか、バスのことについての何か会議か委員会があったときに、私、話しているはずなのですよ。ということは、私も運送会社長い経験してますから、やはりもう少し今度は、先ほども市長も言ったけれども、これからは我々の話も十分聞いていただけるのではないかと、理事者の皆さんに、いい政策であれば。

そんな姿勢でもって今後やっぱりまちづくりを進めていってもらわなければ、もう最後はそれこそ消滅してなんて言われているのですから、それにならないように、やはりいい政策については真剣に今言ったように検討をするという内容を改めてするような答弁でしたから、ぜひ、そんなところをお願いしておきたいと思います。

そして、やはり今言った低学年の問題ですね、それも通学バスは通学バスになるのだけでも、もし心配であれば、1人誰かつけるとか。幼稚園でもつけてますよね、父母なんか交代みたい。あんな類でも、話が折り合えばできるものではないかと思っておりますので、その辺も含めて最後の答弁をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今、お話しありましたけれども、議会のほうから建設的なそういう御提案があれば、私ども大いに受けとめたい。そして、予算にでも、あるいは、政策にでも反映させていきたいと、そのように思っております。

ただいま御指摘いただいたバスの問題も、既に市内では検討を何度も進めております。先日も総務課長のほうから、例の焼山線のレクチャーを受けておりまして、これの基金がもう何年ももちません。なぜかと言うと乗車する方が全くいないのです。焼山線焼山線と皆さんおっしゃってますけれども、現実には全然利用していないですよ。そのために何百万円もカットされているのですよ。

こういう現実を市民の皆さんが御存じかどうかというこなのですね。結局大きなお金を払っているのですけれども、本来もらえるべき補助金がもらえてないのですよ。ということは、先ほどおっしゃいましたけれども、例えば小学校の低学年がこの焼山線をもし利用できたとしたら、市内を走る部分でもですね、相当乗員のカウントが違ってくるのです。そういうことも含めて、内部ではいろんな角度から検討して下っています、職員の皆さんがですね。

今、御指摘がありましたから、さらにいろいろなものを組み合わせながら検討をして、どういう方向が表に出せるのか、取り得るのか、また勉強させていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

---

午後 2時56分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第55号一般会計補正予算に対し反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回の補正予算に関しては、おおむね納得できる内容が入っております。しかし、農林費のワイン用ぶどう畑試験栽培についての補正予算が、多くの住民が納得できるような内容なのか

ということで、いろいろ考えました。

当市は、働く場所の確保、企業誘致に取り組んできたことは事実であります。今回のワイン用ぶどう畑は、今まで市でも民間企業でも行い、採算性の問題などから撤退した経緯があります。

また、同じ事業を展開することは住民目線から考えて納得していただけるには難しい問題だと考えます。本事業を展開する前に、まず先に住民皆様が安心して暮らせるために、定住対策として社会福祉向上の政策で歌志内をつくるのが最優先課題と考えます。

現在まで福祉向上に着手していただいていることは大変よく感じております。しかし、まだまだ住民の方々はさまざまところで我慢しながら生活している実態があります。そこに行政として手を差し伸べていくことが、今の行政の最優先の役割ではないかと思えます。

よって、ワイン用ぶどう畑試験栽培の事業について、住民の理解を得るに大変難しい問題ではないかと考えますので、今議案第55号一般会計補正予算は大変苦慮するところでありますが、反対として討論としたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ただいまの議案第55号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

このたびの補正予算では、ワイン用ぶどう試験栽培事業、地域振興プロジェクト事業にかかる補正が主なものであります。

まず、ワイン用ぶどう栽培事業につきましては、平成14年度から株式会社歌志内太陽ファームにおいてぶどうの栽培、ワイン醸造の事業が行われてきたところでありますが、平成25年度をもってぶどう栽培事業が休止され、再開の意思がないとのこととあります。

議会報告会などにおきましても、市民からぶどう栽培の再開の声があるとともに、市内産業の裾野を広げ雇用の創出を図る上からも農業振興が重要であると考えます。

このたびの補正予算は、同社に売却した土地、建物を購入し、現在、休耕されているワイン用ぶどうを含め、市が試験栽培に取り組むために購入するものであり、本市の農業振興等に大変重要なものと判断するところであります。

また、地域振興プロジェクト事業につきましては、平成23年度から本市において操業しております株式会社空知クオーツによる水晶デバイスの生産工程機械化推進事業にかかる助成であり、受注の増加に対応するために取り組まれていることから、新規雇用の拡大や今後の事業拡大が期待できるものと判断いたします。

以上のことから、議案第55号に賛成いたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第55号についての起立により採決を行います。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第56号平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第57号平成27年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

行政常任委員会審査のため、12月16日を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、12月16日を休会することに決定いたしました。

なお、行政常任委員会は、12月16日に委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

来る12月17日本会議を開きますので、所定の時間に御参集願います。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時05分 散会）



上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      湯    浅    礼    子

署名議員      本    田    加 津 子